



神奈川県
県民局青少年部青少年課

平成24年度 神奈川県社会環境実態調査結果

平成25年3月

神奈川県県民局青少年部青少年課

目次

I 調査の概要	3
II 調査結果	5
1 カラオケボックス	
(1) 調査実施店舗数	5
(2) 営業時間（深夜営業の状況）	5
(3) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）	6
(4) 客席の状況（個室の見通し、個室の鍵）	7
(5) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	8
2 インターネットカフェ・まんが喫茶	
(1) 調査実施店舗数	10
(2) 営業区分	10
(3) 営業時間（深夜営業の状況）	11
(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング措置）	12
(5) 客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵）	13
(6) 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）	14
(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組	15
3 古書店	
(1) 調査実施店舗数	16
(2) 有害図書類の取扱い（取扱いの有無）	16
(3) 有害図書類の区分陳列（区分陳列の実施状況、区分陳列方法）	18
(4) 有害図書類取扱い店による18歳未満への販売・閲覧禁止の表示	20
(5) 営業時間（深夜営業の状況）	21
(6) Z区分ゲームの取扱い（取扱いの有無）	21
(7) Z区分ゲームの区分陳列（区分陳列の実施状況、区分陳列方法）	22
(8) Z区分ゲーム取扱い店による18歳未満への販売・閲覧禁止の表示	23
III 単純集計一覧表	25
IV 調査要領	35

図表 1-1	カラオケボックス調査実施店舗数（地域別）	5
図表 1-2-1	カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）	5
図表 1-2-2	カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）の推移	6
図表 1-3-1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）	6
図表 1-3-2	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移－表示がある－	7
図表 1-4-1	カラオケボックスの客室の状況	7
図表 1-4-2	カラオケボックスの客席状況の推移（「室内が見通せる窓がある」「内鍵がない」）	8
図表 1-5-1	カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組	8
図表 1-5-2	未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移	9
図表 2-1	インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）	10
図表 2-2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分	10
図表 2-3-1	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）	11
図表 2-3-2	インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）の推移	11
図表 2-4-1	条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）	12
図表 2-4-2	条例に基づく措置（フィルタリング等の措置）（地域別）	12
図表 2-4-3	条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移	13
図表 2-5-1	インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況	13
図表 2-5-2	ペアシートの状況	14
図表 2-6-1	自主規制（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）の実施状況	14
図表 2-6-2	自主規制（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）の実施状況の推移	15
図表 2-7	インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者の喫煙飲酒防止の取組	15
図表 3-1	古書店調査実施店舗数（地域別）	16
図表 3-2-1	有害図書類【本・雑誌類】取扱いの有無	16
図表 3-2-2	有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無	17
図表 3-2-3	有害図書類【本・雑誌類、映像ソフト】取扱いの有無	17
図表 3-3-1	有害図書類【本・雑誌類】区分陳列の実施状況（地域別）	18
図表 3-3-2	有害図書類【映像ソフト】区分陳列の実施状況（地域別）	18
図表 3-3-3	有害図書類区分陳列実施状況の推移－区分陳列されている－	19
図表 3-3-4	有害図書類の区分陳列方法	19
図表 3-4-1	18歳未満への販売・閲覧禁止の表示	20
図表 3-4-2	18歳未満への販売・閲覧禁止の表示の推移－表示がある－	20
図表 3-5	古書店の営業時間（深夜営業の状況）	21
図表 3-6	Z区分ゲーム取扱いの有無	21
図表 3-7-1	Z区分ゲーム区分陳列実施状況（地域別）	22
図表 3-7-2	Z区分ゲーム区分陳列方法	23
図表 3-8	Z区分ゲーム取扱い店における18歳未満への販売・閲覧禁止の表示	23

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、県と市町村が協力して調査を行うものです。

平成24年度は、カラオケボックス及びインターネットカフェ・まんが喫茶、古書店を対象に調査を行いました。

2 調査期間

内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）と協調するため、平成24年7月～9月を主な調査期間としています。

3 調査実施店舗数

県内全域

(1) カラオケボックス	354店
(2) インターネットカフェ・まんが喫茶	118店
(3) 古書店	230店

4 調査方法

市町村の青少年主管課職員や、地域で青少年の健全育成活動に取り組んでいる青少年指導者（青少年指導員、青少年相談員、少年補導員、街頭指導員等）が管内の調査対象店舗を訪問し、調査票に基づき実施しました。

5 調査項目

(1) カラオケボックス

- ① 店名、所在地
- ② 営業時間（深夜営業の状況）
- ③ 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）
- ④ 客席の状況（個室内の見通し、個室内の鍵）
- ⑤ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

(2) インターネットカフェ・まんが喫茶

- ① 店名、所在地
- ② 営業区分
- ③ 営業時間（深夜営業の状況）
- ④ 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング措置）
- ⑤ 客席の状況（ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵）
- ⑥ 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）
- ⑦ 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

(3) 古書店

- ① 店名、所在地
- ② 有害図書類の取扱いの有無
- ③ 有害図書類の区分陳列方法（本、雑誌等と映像ソフト）
- ④ 18歳未満への販売・閲覧禁止の表示
- ⑤ 深夜営業の有無
- ⑥ Z区分のゲームソフトの取扱い有無
- ⑦ Z区分のゲームソフトの区分陳列方法
- ⑧ 18歳未満販売閲覧禁止の表示（Z区分のゲーム取扱い店）

6 主な調査結果

(1) カラオケボックス

- 調査店舗 354 店のうち 24 時間営業の店舗が 47 店（13.3%）と 23 年度調査から 1.8 ポイント増加しているおり、年々増加する傾向にある。
- 条例で定める「18歳未満深夜立入禁止の表示」は、ほぼすべての店（97.7%）で実施されている。
- 客席の状況については、「室内が見通せる大きさの窓がある」店舗は 336 店（94.9%）、「個室の鍵がない」店舗は 337 店（95.2%）となった。

(2) インターネットカフェ・まんが喫茶

- 調査店舗 118 店のうち 24 時間営業の店舗が 116 店（98.3%）で、大半を占めている。
- 条例で定める「18歳未満深夜立入禁止の表示」は 114 店（96.6%）と 23 年度調査から 4 ポイント増加した。
- 努力義務である「フィルタリング措置」は、引き続き 4 割程度（41.5%）の実施率にとどまっている。
- 客席の状況については、「2人以上で利用できるブース席（ペアシート等）」のある店舗が 105 店（89.0%）となった。そのうち、「ペアシート内部が外部から見通せる」店舗が 80 店（76.2%）、「内鍵がついていない」店舗が 100 店（95.2%）となっている。

(3) 古書店

- 調査店舗 230 店のうち 160 店（69.6%）で本・雑誌等の有害図書類を、125 店（54.3%）で映像ソフト（DVD 等）の有害図書類を取扱っている。そのうち本・雑誌等の有害図書類を取扱う店舗では 144 店舗（90.0%）で、映像ソフトの有害図書類を取扱う 112 店舗（89.6%）で区分陳列が行われている。
- 「18歳未満への販売・閲覧禁止の表示」は 148 店舗（91.4%）で行われている。
- Z区分のゲームの取扱いは 94 店舗（40.9%）であり、そのうち 81 店舗（86.2%）で区分陳列が実施されている。
- Z区分のゲームの取扱いがあり「18歳未満販売閲覧禁止の表示」がある店舗は 84 店（89.4%）となっている。

〈注意〉 報告書中の表記について

- ・ 条例に基づく措置等の経年変化（割合の推移）については、調査年次における調査実施店舗数は同一ではないため、実施率の推移を示した。
- ・ 結果数値は、特にことわりのない限り、小数点以下第 2 位で四捨五入しているため、回答比率の合計が 100%に一致しないことがある。

Ⅱ 調査結果

1 カラオケボックス

(平成2年調査開始)

(1) 調査実施店舗数

カラオケボックス調査実施店舗数は354店(前年313店)で、県内33市町村のうち23市町に分布している。

図表1-1 カラオケボックス調査実施店舗数(地域別)

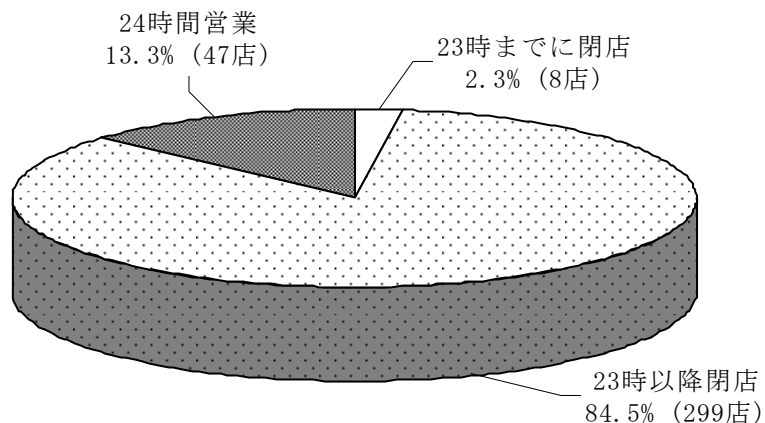
地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
24年度	132	54	29	66 (29)	58	15	354
23年度	109	52	15	64 (30)	58	15	313
22年度	114	51	28	62 (28)	58	16	329

(店)

(2) 営業時間(深夜営業の状況)

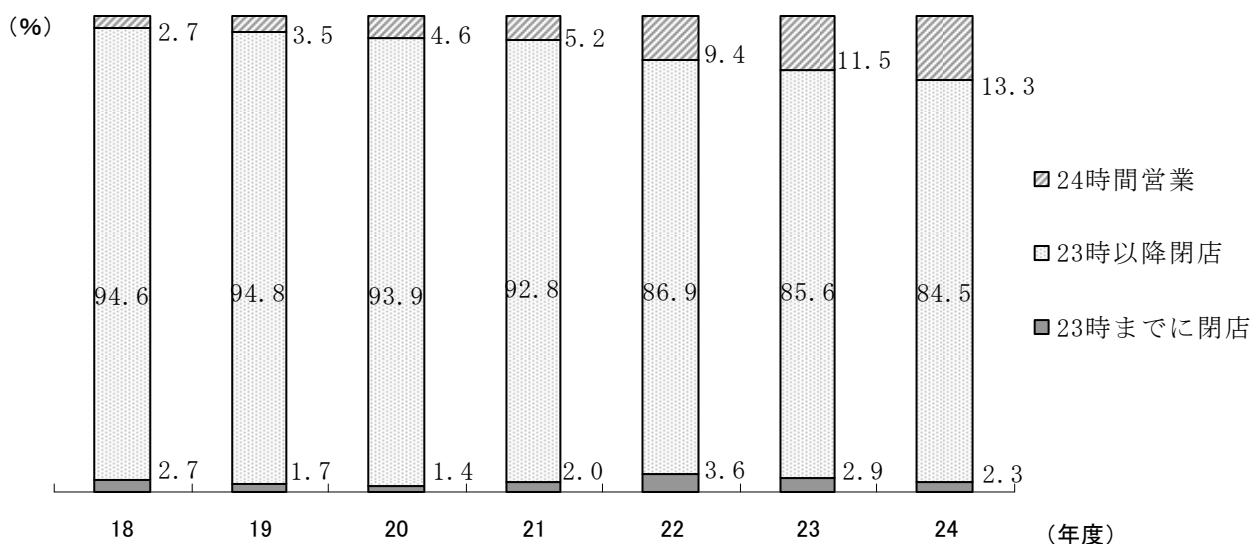
カラオケボックスの深夜営業の状況は、「23時以降閉店」が84.5%(299店)で最も多く、次いで「24時間営業」13.3%(47店)、「23時までに閉店」2.3%(8店)となった。

図表1-2-1 カラオケボックスの営業時間(深夜営業の状況) (N=354)



また、営業時間について調査を開始した平成 18 年度以降の推移をみると、24 時間営業の店舗割合が増加する傾向となっている。

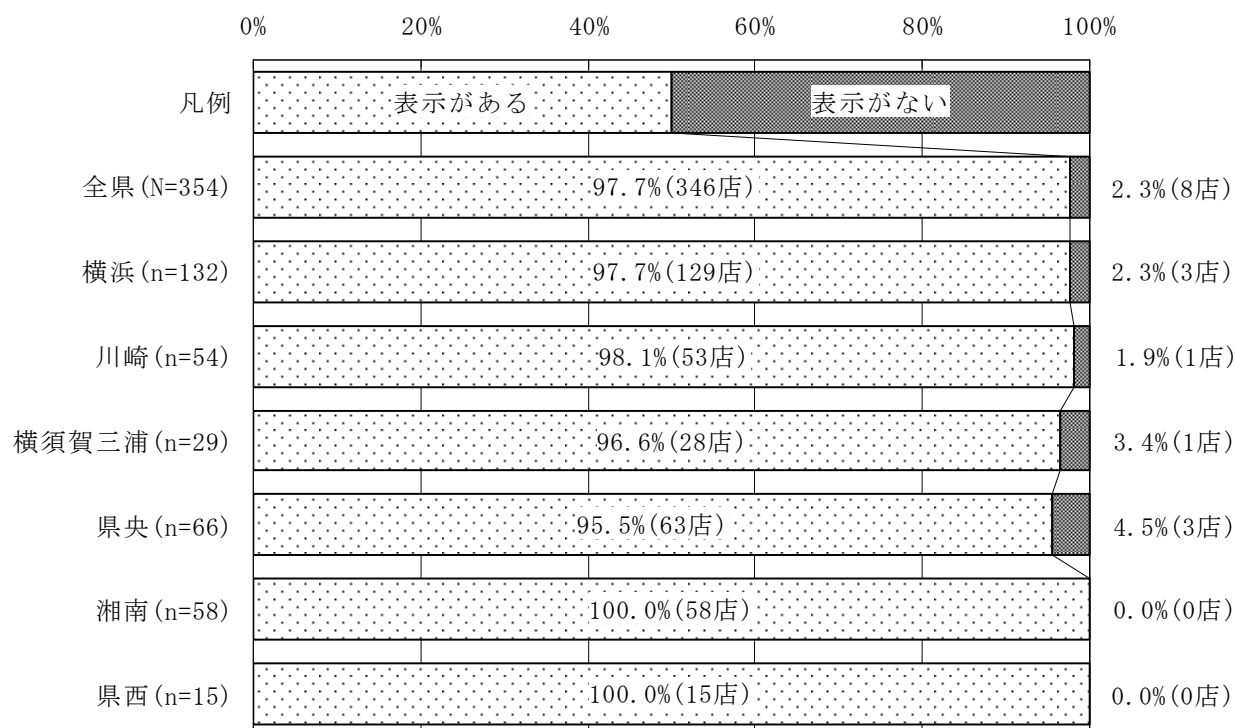
図表 1-2-2 カラオケボックスの営業時間（深夜営業の状況）の推移



(3) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）

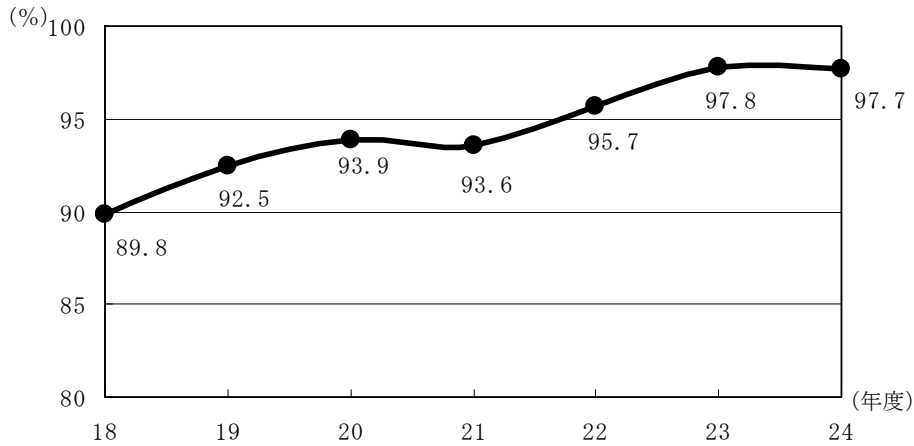
青少年保護育成条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は 97.7%（346店）（前年 97.8%（306店））、行っていない店舗は 2.3%（8店）（前年 2.2%（7店））となった。※表示を行っていない店舗のうち1店は深夜営業なし。

図表 1-3-1 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）（N=354）



「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗の推移を見ると、平成18年度調査で約9割（89.8%）となり、以降高い水準で条例が遵守されている。

図表1-3-2 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移 —表示がある—



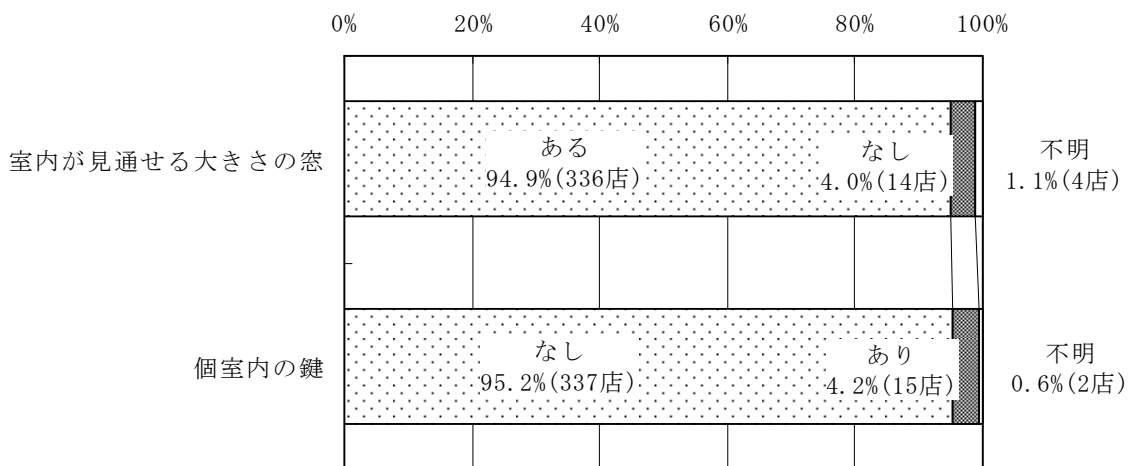
青少年保護育成条例

- カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。（30万円以下の罰金）
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。（10万円以下の罰金）

(4) 客席の状況（個室内の見通し、個室内の鍵）

カラオケボックスの個室内の見通し及び内鍵について調査したところ、「室内が見通せる大きさの窓」がある店舗は94.9%（336店）（前年94.9%（297店））で、「内鍵」のない店舗は95.2%（337店）（前年94.9%（297店））となった。

図表1-4-1 カラオケボックスの客席の状況（N=354）

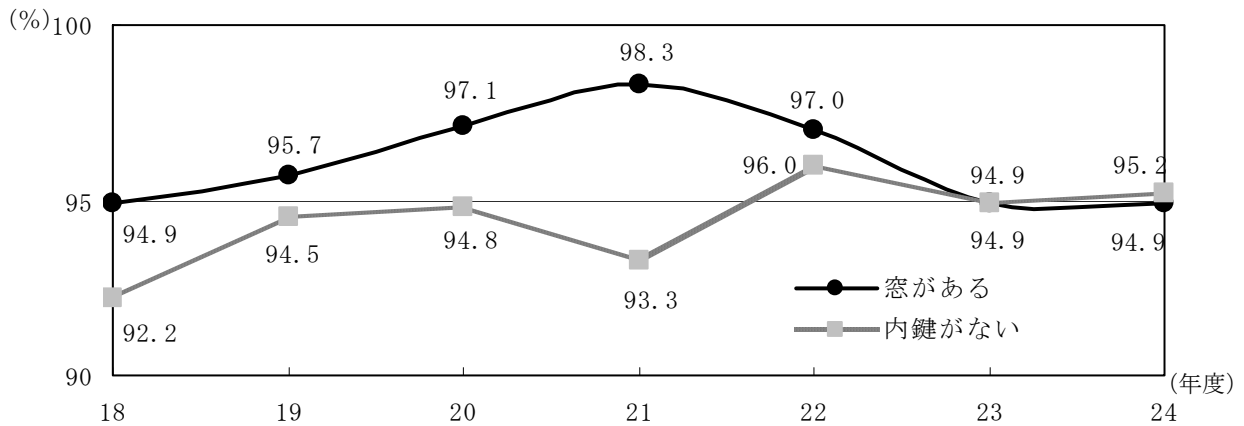


業界の自主規制

業界の自主規制として、神奈川県カラオケボックス協会（任意加入）では、年齢の確認、利用時間の制限（16歳未満は午後6時、18歳未満は午後10時まで。ただし保護者同伴の場合は午後11時まで利用可）、未成年者の喫煙飲酒防止対策、補導活動への協力、開口部の確保と明るさの確保、有害設備・器具の設置禁止、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止などの取組が行われています。（一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会の自主規制基準に基づく）

カラオケボックスにおける客席状況(内鍵の有無、室内を見通せる窓の有無)の推移を見ると、「内鍵がない」、「窓がある」共に高い水準を維持している。

図表 1-4-2 カラオケボックスの客席状況の推移

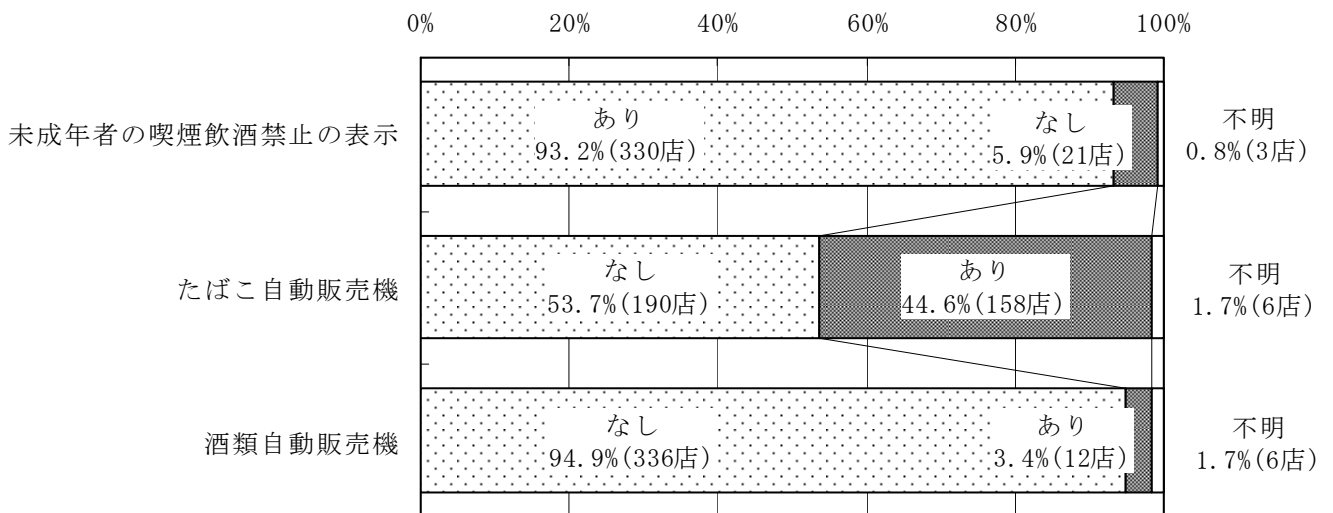


(5) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒を防止するための取組について把握するため、喫煙・飲酒禁止の表示や自動販売機の有無について調査したところ、次のとおりとなった。

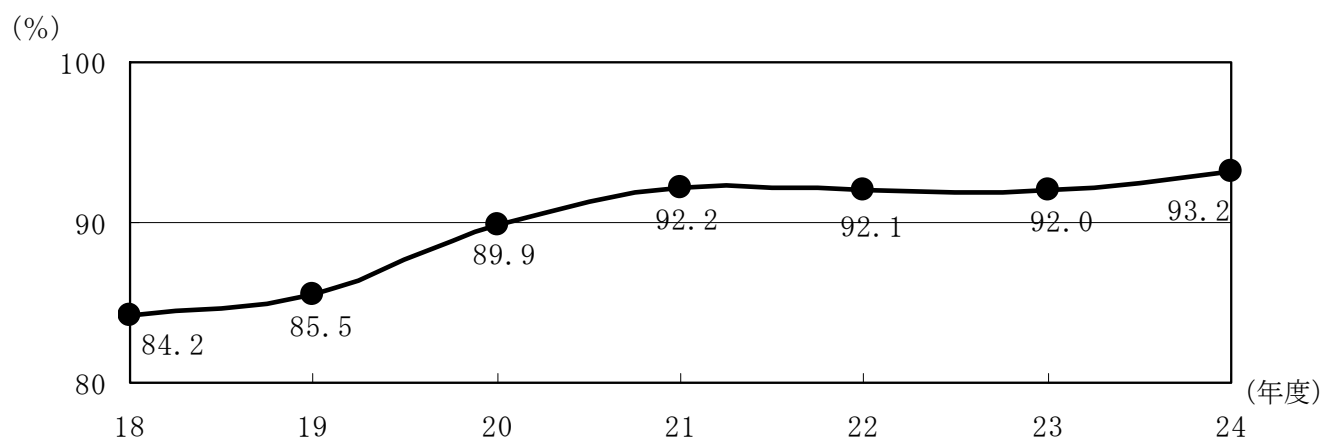
- ・未成年者の喫煙飲酒禁止の表示がある 93.2% (330店) (前年 92.0% (288店))
- ・たばこ自動販売機がない 53.7% (190店) (前年 49.8% (156店))
- ・酒類自動販売機がない 94.9% (336店) (前年 95.5% (299店))

図表 1-5-1 カラオケボックスにおける未成年者の喫煙飲酒防止の取組 (N=354)



「未成年者の喫煙飲酒を禁止する表示」についての推移を見ると、20年度に約9割（89.9%）となり、21年度以降も9割台を維持している。

図表1-5-2 未成年者の喫煙飲酒禁止の表示を行っている店舗割合の推移



(1) 調査実施店舗数

インターネットカフェ・まんが喫茶の調査実施店舗数は118店（前年121店）で、県内33市町村のうち15市に分布している。

図表2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶調査実施店舗数（地域別）

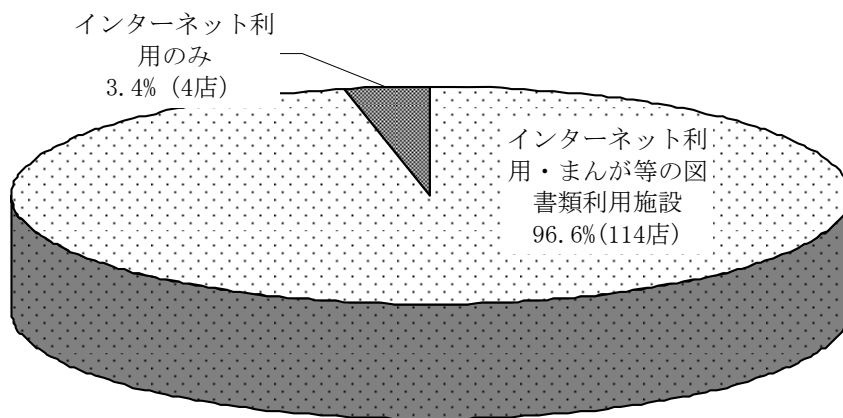
(店)

地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央	(相模原) 内数	湘南	県西	合計
24年度	41	24	5	27	(12)	17	4	118
23年度	41	23	6	29	(14)	19	3	121
22年度	42	26	7	29	(13)	19	3	126

(2) 営業区分

インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分では、インターネットが利用でき、まんが等の図書類を閲覧することができる施設が96.6%（114店）と大半を占め、次いでインターネットのみ利用できる施設が3.4%（4店）となった。（前年 インターネットカフェ・まんが喫茶 97.5%（118店）、インターネットカフェ2.5%（3店））

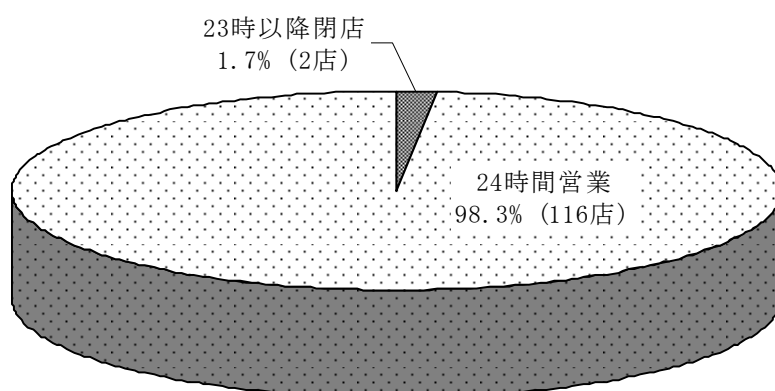
図表2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業区分（N=118）



(3) 営業時間（深夜営業の状況）

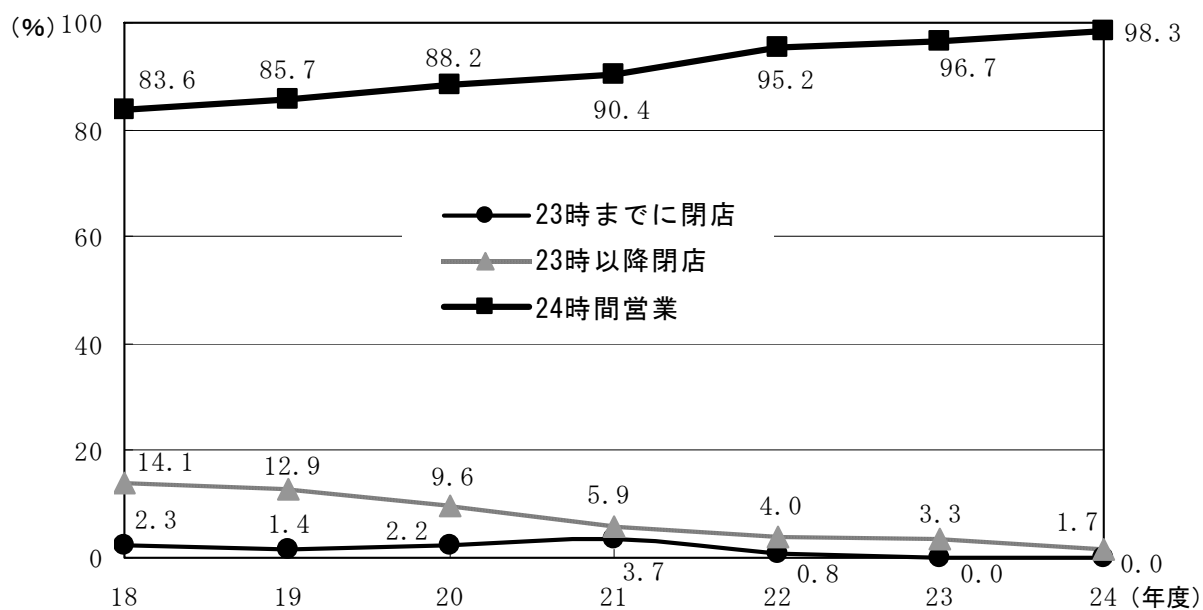
インターネットカフェ・まんが喫茶の深夜営業の状況は、「24時間営業」が98.3%（116店）（前年96.7%（117店））で、「23時以降閉店」が1.7%（2店）（前年3.3%（4店））となった。なお、「23時までに閉店」の店舗はなかった（前年0%（0店））。

図表2-3-1 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）（N=118）



調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「24時間営業の店舗」は当初83.6%であったが、年々増加している。

図表2-3-2 インターネットカフェ・まんが喫茶の営業時間（深夜営業の状況）の推移

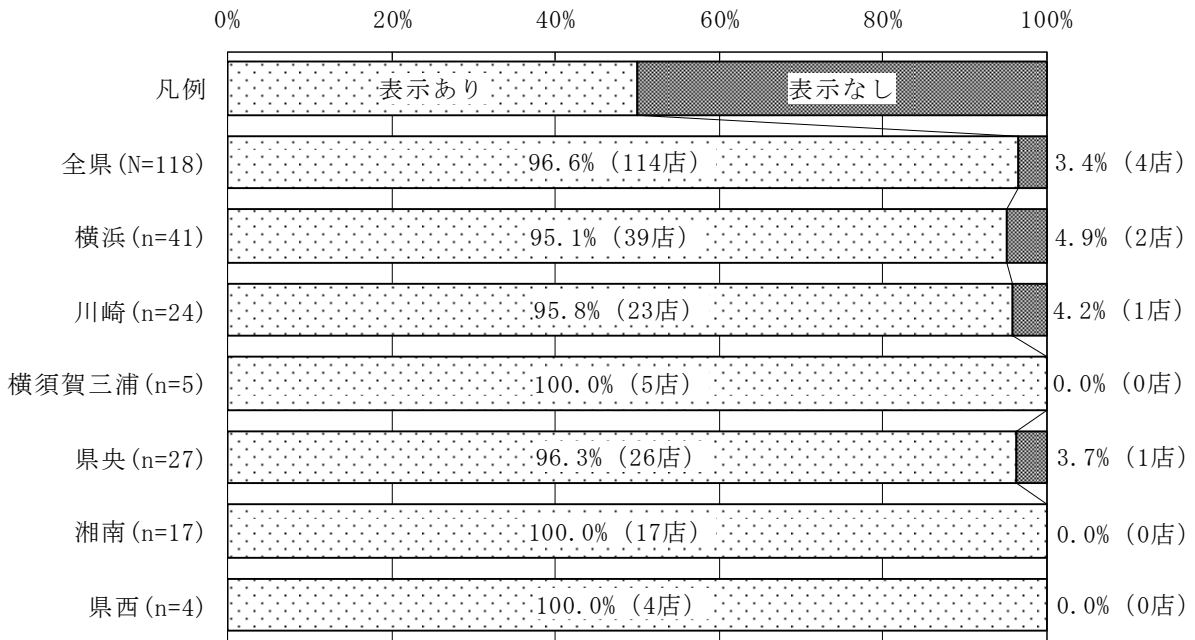


(4) 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示、フィルタリング措置）

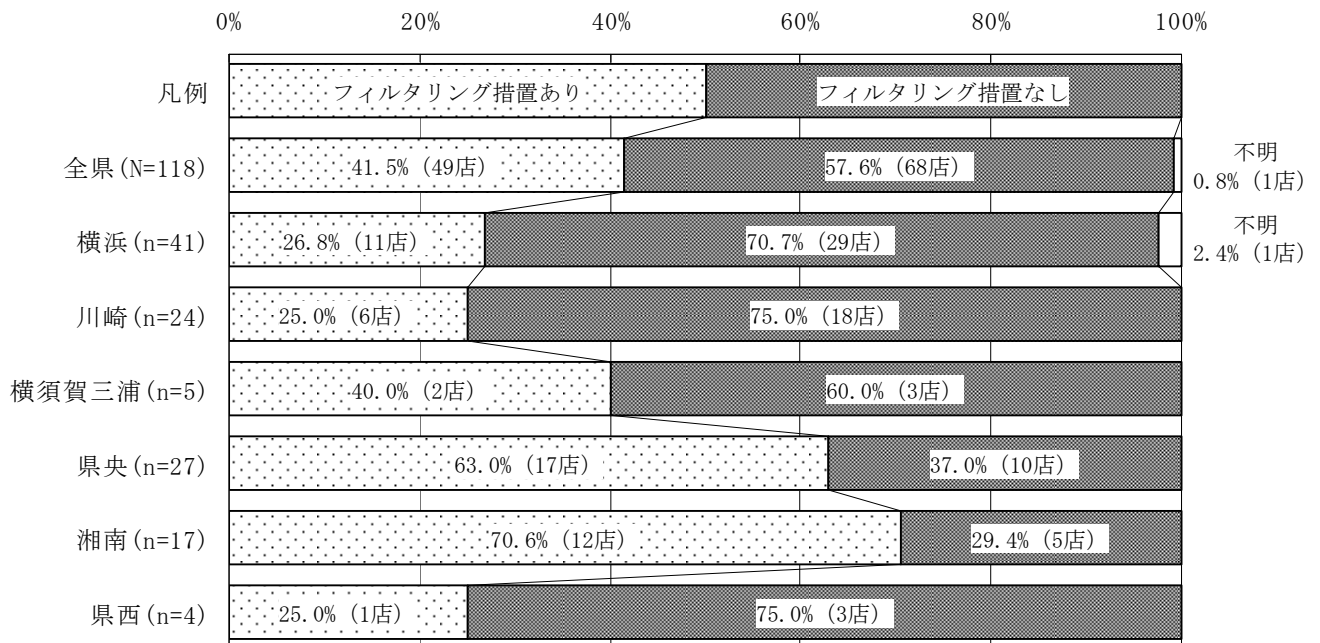
青少年保護育成条例に規定されている「18歳未満深夜立入禁止の表示」及び「フィルタリング等の措置」について調査したところ、「18歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は96.6%（114店）となった。（前年92.6%（112店））

なお、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は41.5%（49店）にとどまっている。（前年40.5%（49店））

図表2-4-1 条例に基づく措置（18歳未満深夜立入禁止の表示）（地域別）（N=118）

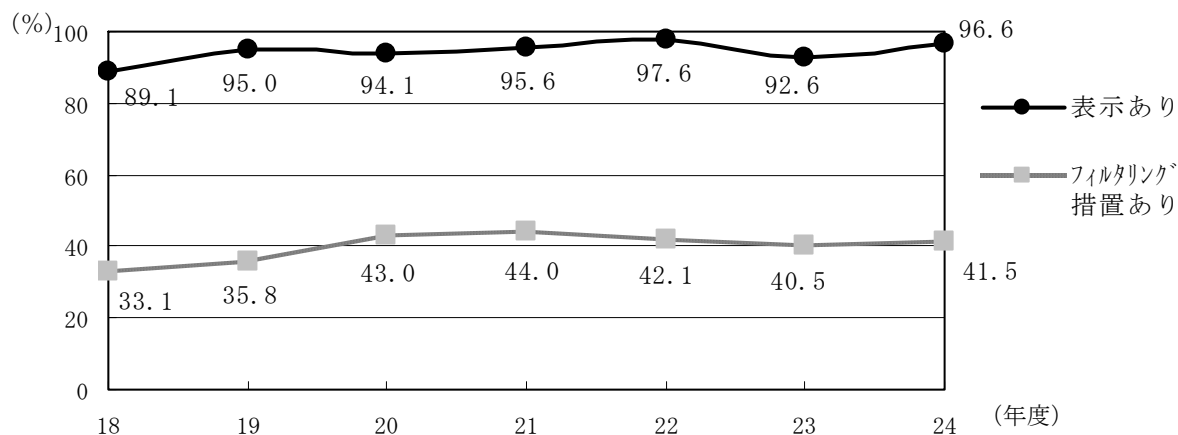


図表2-4-2 条例に基づく措置（フィルタリング等の措置）（地域別）（N=118）



調査を開始した平成 18 年度以降の推移をみると、「18 歳未満深夜立入禁止の表示」を行っている店舗は、平成 19 年度以降 9 割台で推移しているが、「フィルタリング等の措置」を行っている店舗は 4 割程度の実施状況となっている。

図表 2-4-3 条例に基づく措置を行っている店舗割合の推移
—18 歳未満深夜立入禁止の表示がある、フィルタリング措置を行っている—



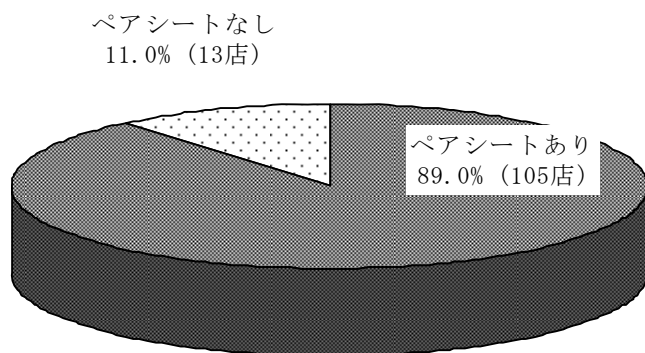
青少年保護育成条例

- インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。(30 万円以下の罰金)
- これらの施設では、入り口の見やすいところに、深夜に青少年の立入を禁止する旨の表示をしなければなりません。(10 万円以下の罰金)
- インターネットカフェなどの施設では、青少年にインターネットを利用させるにあたり、フィルタリングの利用その他の適切な方法により、有害情報の閲覧を防止するように努めなければなりません。

(5) 客席の状況 (ペアシートの有無、ペアシート内の見通し、ペアシート内の鍵)

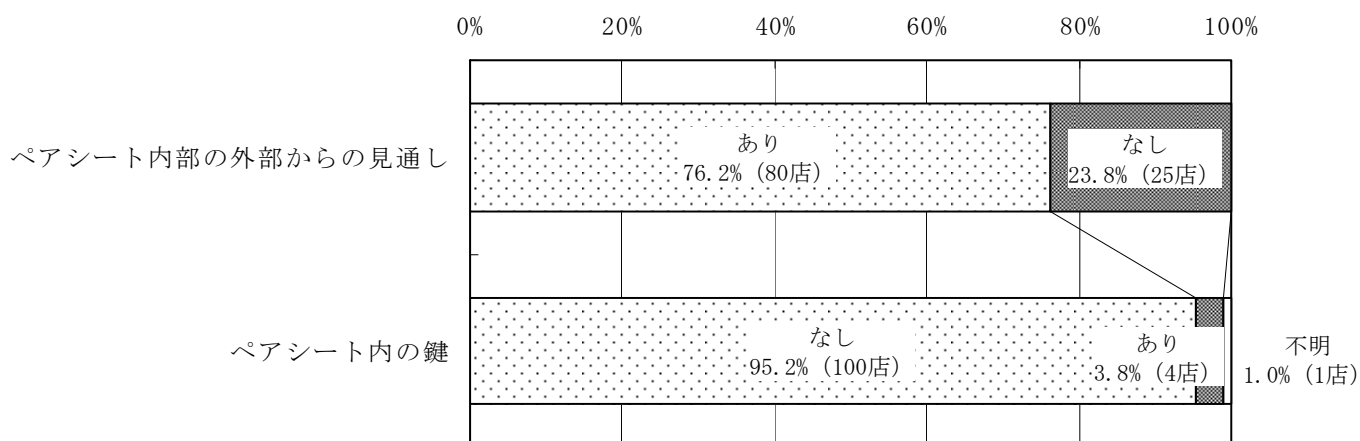
インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況は、「2 人以上で利用できるブース席 (以下ペアシートという)」のある店舗は 89.0% (105 店) (前年 91.7% (111 店)) となった。

図表 2-5-1 インターネットカフェ・まんが喫茶の客席の状況 (N=118)



ペアシートがある105店について、「ペアシート内部の外部からの見通し」「ペアシート内の鍵」について調査したところ、「ペアシートの内部が外部から見通せる店舗」は76.2%（80店）（前年74.8%（83店））、「ペアシート内の鍵がない」店舗は95.2%（100店）（前年95.5%（106店））であった。

図表2-5-2 ペアシートの状況（n=105）

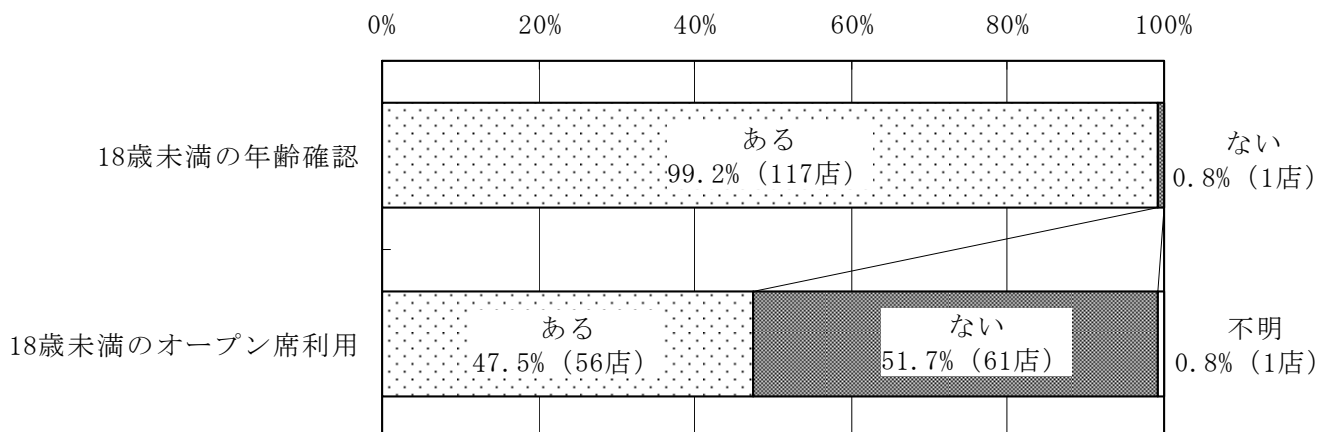


(6) 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）

インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制等の実施状況について、入店に際し「18歳未満の年齢確認」を行っている店舗は99.2%（117店）となった。（前年99.2%（120店））

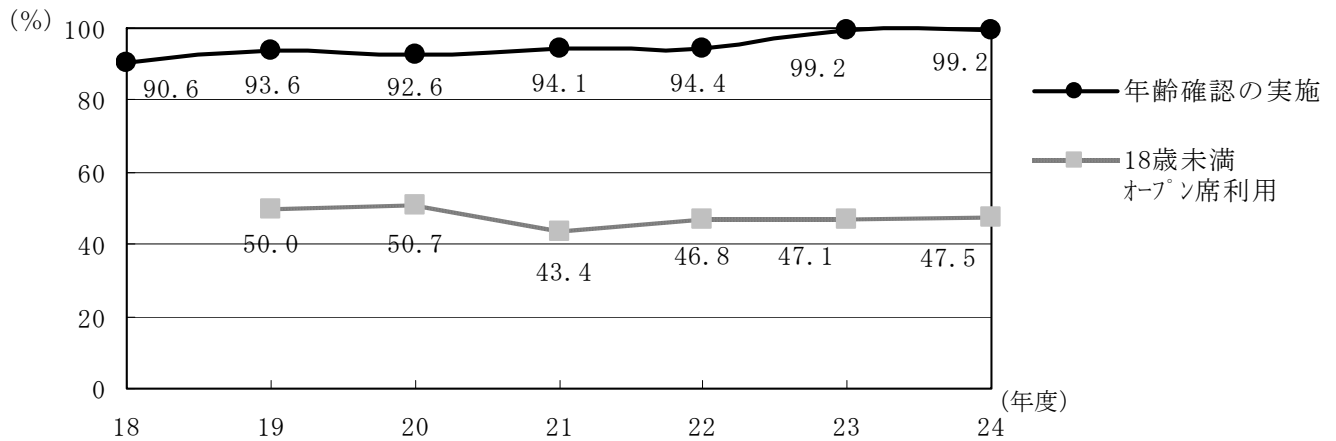
また、「18歳未満のオープン席利用」（オープン席のみの施設を含む）を行っている店舗は、47.5%（56店）となっている。（前年47.1%（57店））

図表2-6-1 自主規制の実施状況（18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用）（N=118）



インターネットカフェ・まんが喫茶における自主規制の実施状況について、調査を開始した平成18年度以降の推移をみると、「年齢確認の実施」については、平成18年度以降、ほぼ9割台で推移しているが、「18歳未満オープン席の利用」については依然として4割程度の実施状況となっている。

図表 2-6-2 自主規制の実施状況の推移 —18歳未満の年齢確認、18歳未満のオープン席利用—



※18歳未満のオープン席利用についての調査は平成19年度開始

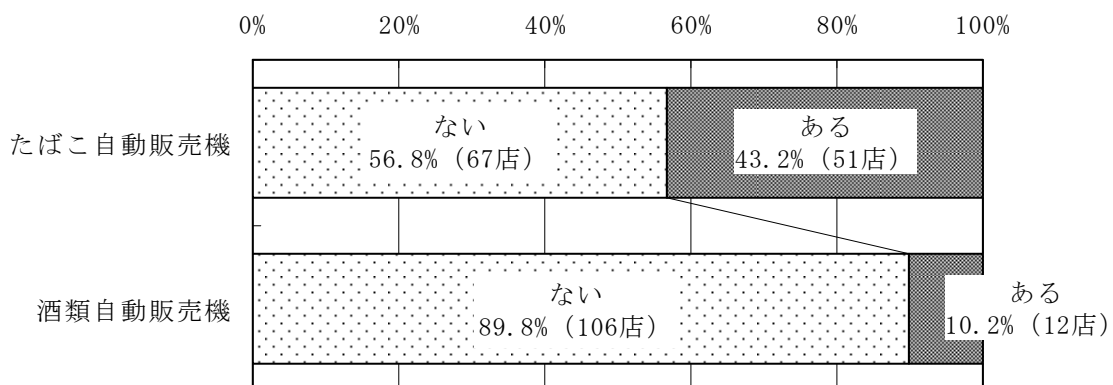
業界の自主規制

業界の自主規制として、日本複合カフェ協会（任意加入）では、年齢確認、利用時間の制限（16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降認めない）、18歳未満はオープン席利用、未成年者喫煙飲酒防止対策、有害図書類の区分陳列、補導活動への協力、薬物・可燃物・危険物の持ち込み禁止など（日本複合カフェ協会運営ガイドラインより）の取組が行われています。

(7) 未成年者の喫煙飲酒防止の取組

インターネットカフェ・まんが喫茶におけるたばこ・酒類の自動販売機の設置状況は、「たばこ自動販売機がない」店舗が56.8%（67店）（前年51.2%（62店））、「酒類自動販売機のない」店舗が89.8%（106店）（前年94.2%（114店））となった。

図表 2-7 インターネットカフェ・まんが喫茶における未成年者喫煙飲酒防止の取組（N=118）



(1) 調査実施店舗数

平成 24 年度の古書店の調査実施店舗数は 230 店（一昨年 176 店）で、県内 33 市町のうち 21 市町に分布している。

図表 3-1 古書店調査実施店舗数（地域別）

(店)

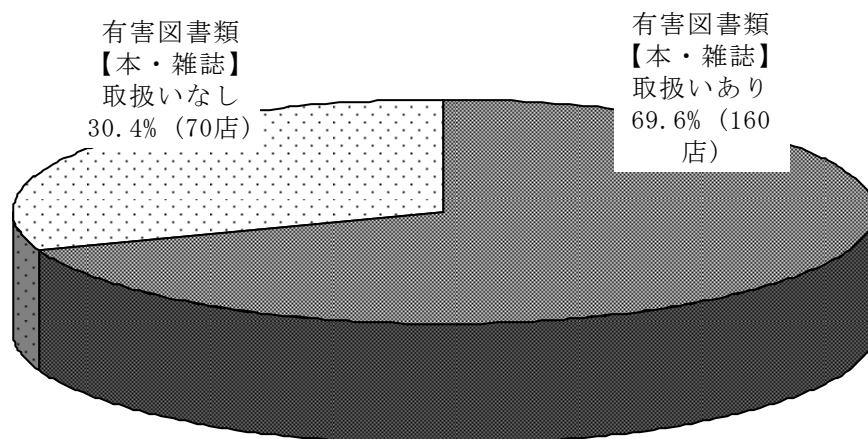
地域 年度	横浜	川崎	横須賀 三浦	県央 (相模原) 内数	湘南	県西	合計
24年度	97	31	26	28 (15)	36	12	230
23年度	平成 23 年度古書店調査対象外のため実績なし						
22年度	64	32	8	23 (8)	39	10	176

(2) 有害図書類の取扱い

ア 有害図書類【本・雑誌類】の取扱い

調査実施店舗数 230 店のうち、有害図書類【本・雑誌類】の取扱いがあった店舗は 69.6% (160 店) であった。（一昨年 78.4% (138 店)）

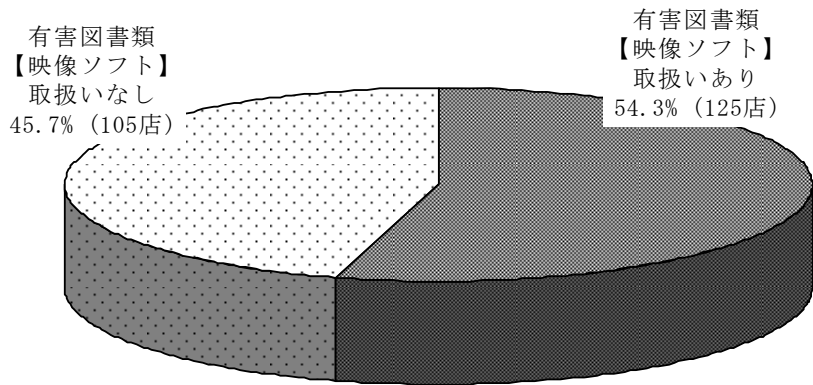
図表 3-2-1 有害図書類【本・雑誌類】取扱いの有無 (N=230)



イ 有害図書類【映像ソフト】の取扱い

今年度より新たに調査項目として加えた有害図書類【映像ソフト】については、調査実施店舗数 230 店のうち、54.3% (125 店) であった。

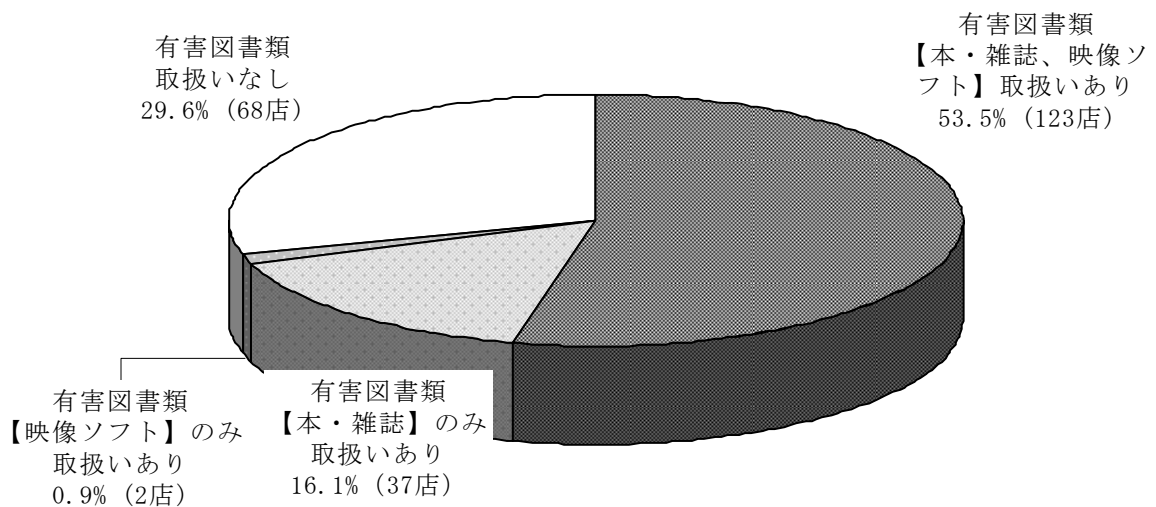
図表 3-2-2 有害図書類【映像ソフト】取扱いの有無 (N=230)



ウ 有害図書類【本・雑誌類、映像ソフト】の取扱い

調査店舗 230 店のうち有害図書類【本・雑誌類及び映像ソフト】の取扱いがある店舗は 53.5% (123 店舗)、有害図書類【本・雑誌類】のみ取扱いがある店舗は 16.1% (37 店)、有害図書類【映像ソフト】のみ取扱いがある店舗は 0.9% (2 店)、有害図書類の取扱いがなしは 29.6% (68 店) となった。

図表 3-2-3 有害図書類【本・雑誌類、映像ソフト】取扱いの有無 (N=230)

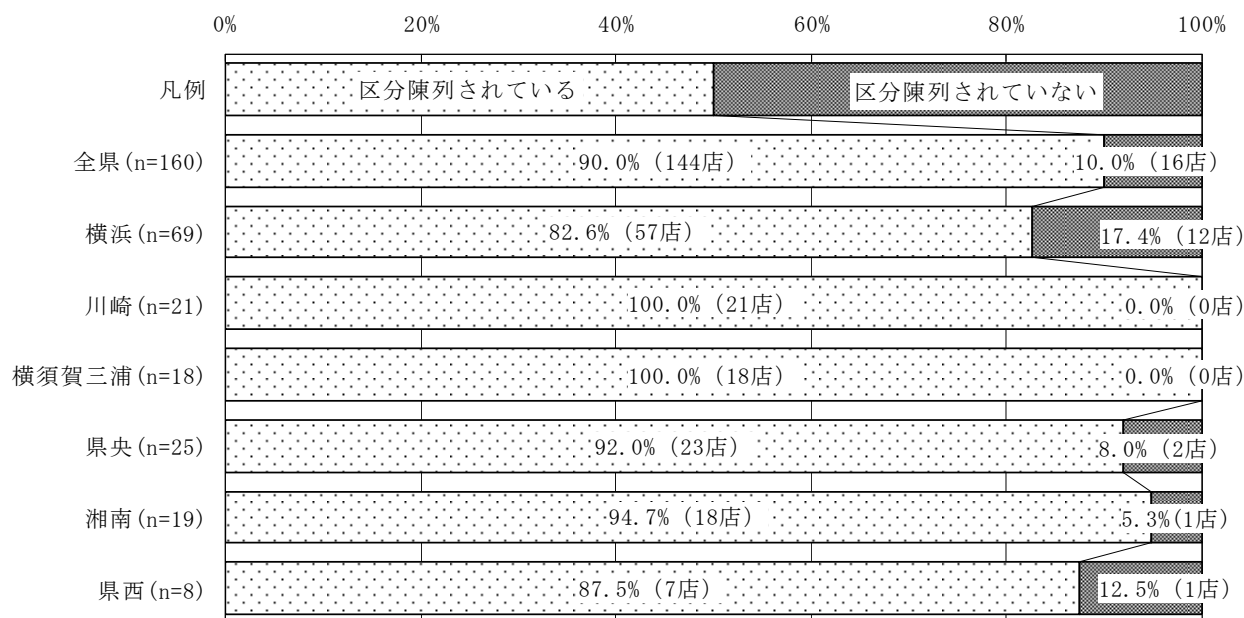


(3) 有害図書類の区分陳列

ア 区分陳列の実施状況【本・雑誌類】

有害図書類【本・雑誌類】の取扱いのある160店のうち、「区分陳列されている」店舗は90.0%（144店）（一昨年89.9%（124店））、「区分陳列されていない」店舗は10.0%（16店）であった。

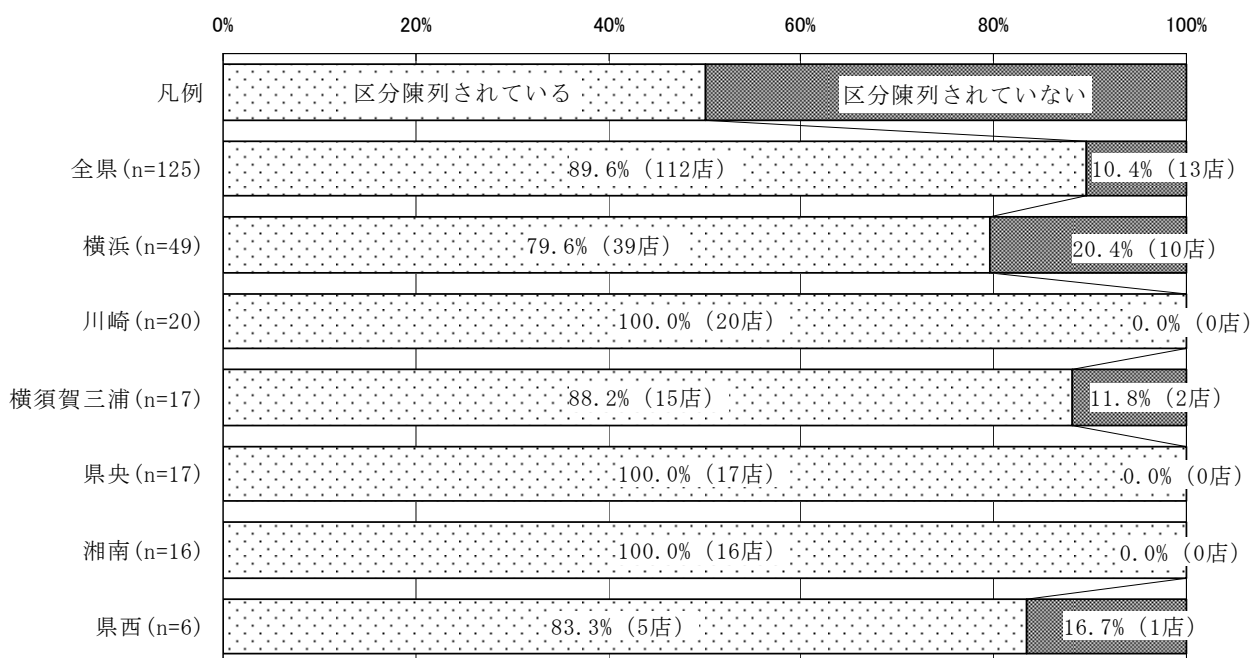
図表3-3-1 有害図書類【本・雑誌類】区分陳列の実施状況（地域別）



イ 区分陳列の実施状況【映像ソフト】

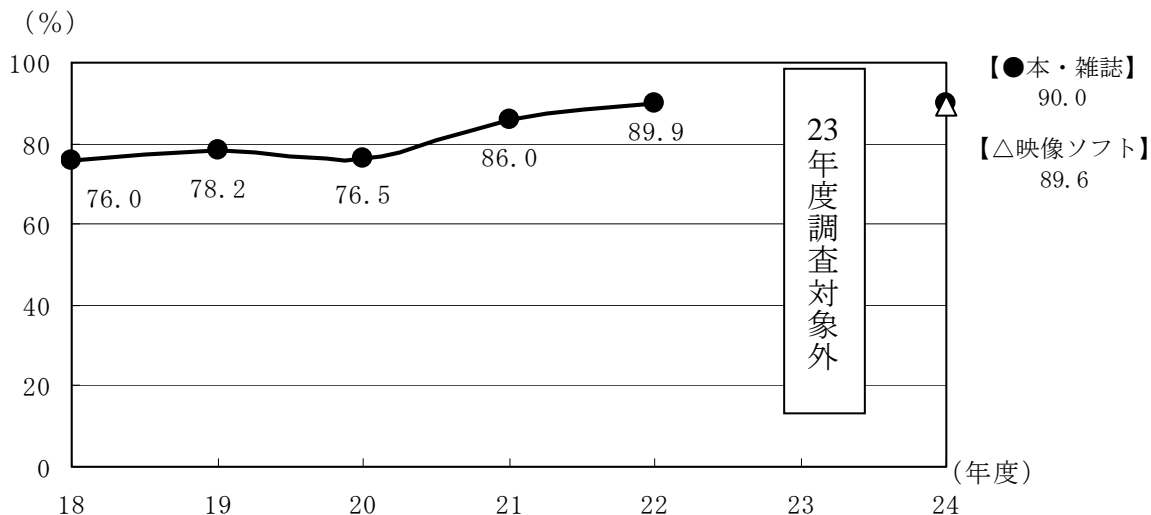
有害図書類【映像ソフト】については取扱店舗125店のうち「区分陳列されている」店舗は89.6%（112店）、「区分陳列されていない」店舗は10.4%（13店）であった。

図表3-3-2 有害図書類【映像ソフト】区分陳列の実施状況（地域別）



古書店における有害図書類【本・雑誌類】の区分陳列状況について調査を開始した平成 18 年度以降の推移をみると、「区分陳列されている」店舗の割合は年々増加している。また、今年度より実施した有害図書類【映像ソフト】においても高い水準で区分陳列が実施されている。

図表 3-3-3 有害図書類区分陳列実施状況の推移 - 区分陳列されている -

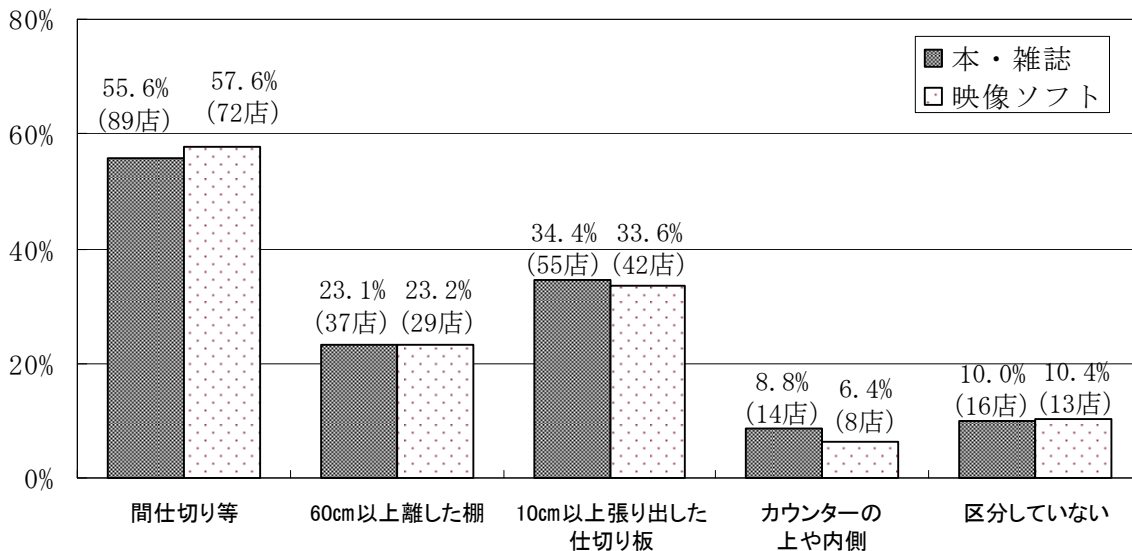


ウ 有害図書類の区分陳列方法

有害図書類【本・雑誌類】の取扱いがある 160 店の区分陳列方法は、「間仕切り」によるものが 55.6% (89 店)、「60cm 以上離れた棚」によるものが 23.1% (37 店)、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 34.4% (55 店)、「カウンターの上や内側」によるものが 8.8% (14 店)、区分していないが 10.0% (16 店) であった。また、有害図書類【映像ソフト】の取扱いがある 125 店の区分陳列状況は、「間仕切り」によるものが 57.6% (72 店)、「60cm 以上離れた棚」によるものが 23.2% (29 店)、「10cm 以上張り出した仕切り板」によるものが 33.6% (42 店)、「カウンターの上や内側」によるものが 6.4% (8 店)、区分していないが 10.4% (13 店) であった。

図表 3-3-4 有害図書類の区分陳列方法 (複数回答)

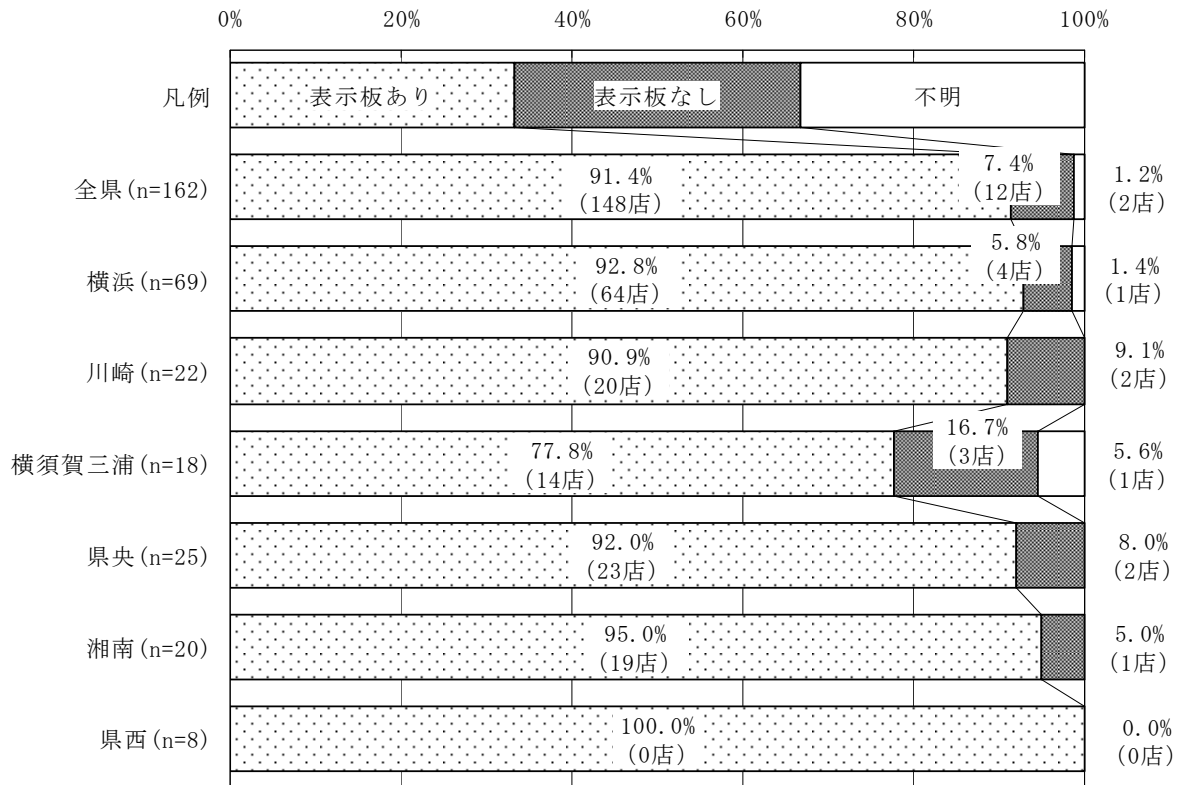
(【本・雑誌】n=160 【映像ソフト】n=125)



(4) 18歳未満への販売・閲覧禁止の表示

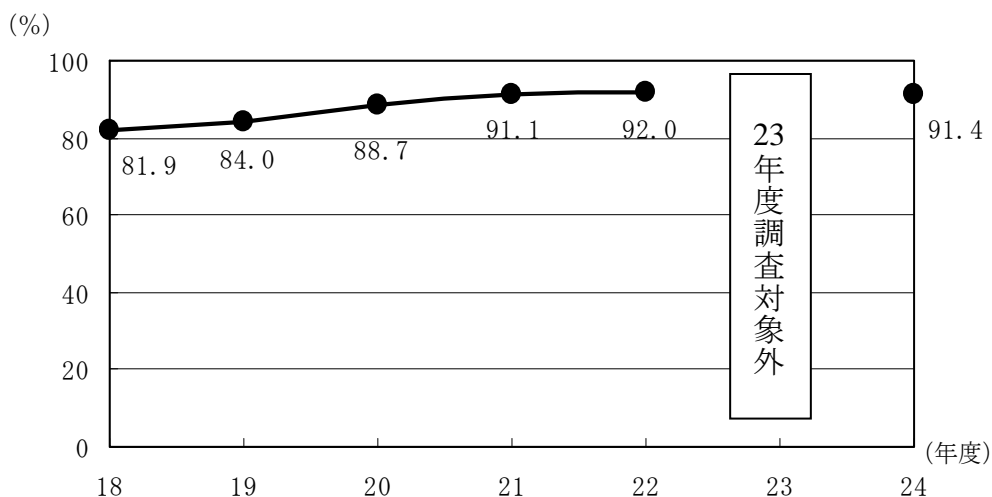
古書店における有害図書類の取扱いのある162店のうち、「18歳未満への販売・閲覧禁止の表示」を行っている店舗は91.4%（148店）、行っていない店舗は7.4%（12店）、不明な店舗1.2%（2店）であった。

図表3-4-1 18歳未満への販売・閲覧禁止の表示 (n=162)



有害図書類の区分陳列状況について調査を開始した平成18年度以降の古書店の実施推移をみると、「18歳未満への販売・閲覧禁止の表示がある」店舗の割合は、年々増加しており今年度も9割以上の店舗で条例が遵守されていた。

図表3-4-2 18歳未満への販売・閲覧禁止の表示の推移 -表示がある-



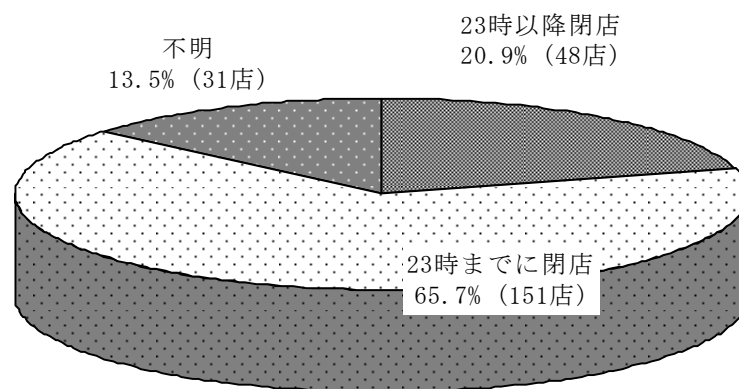
青少年保護育成条例

- 書店、古書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店などでは、有害図書類（成人向け雑誌、アダルトビデオなど）を他の図書類と区分して、店内の監視できる場所に以下の方法で陳列しなければなりません。（改善命令に従わないと30万円以下の罰金）
 - ・間仕切り等により仕切られた場所で、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置が取られた場所に有害図書類をまとめて陳列
 - ・シール止めやビニール包装などをした上で、一般の図書の棚と60 cm以上離れた棚にまとめて陳列、または、10 cm以上張り出した仕切り板の中にまとめて陳列（仕切り板のある成人図書コーナーなど）
 - ・従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列
- 有害図書類の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させることを禁止する表示を見やすい文字により掲示しなければなりません。

（5）営業時間（深夜営業の状況）

調査対象店舗230店のうち「23時以降に閉店」の店舗は20.9%（48店）、「23時までに閉店」の店舗は65.7%（151店）、「不明」が13.5%（31店）となった。

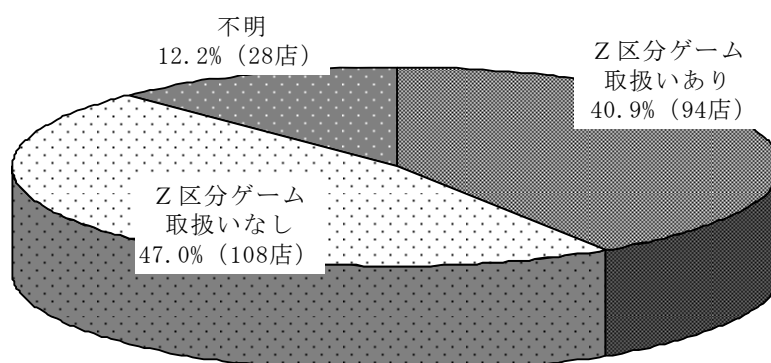
図表3-5 古書店の営業時間（深夜営業の状況）（N=230）



（6）Z区分ゲームの取扱い

今年度より調査項目に追加した「Z区分ゲーム」の取扱い状況は、調査実施店舗数230店のうち、40.9%（94店）であった。

図表3-6 Z区分ゲーム取扱いの有無（N=230）

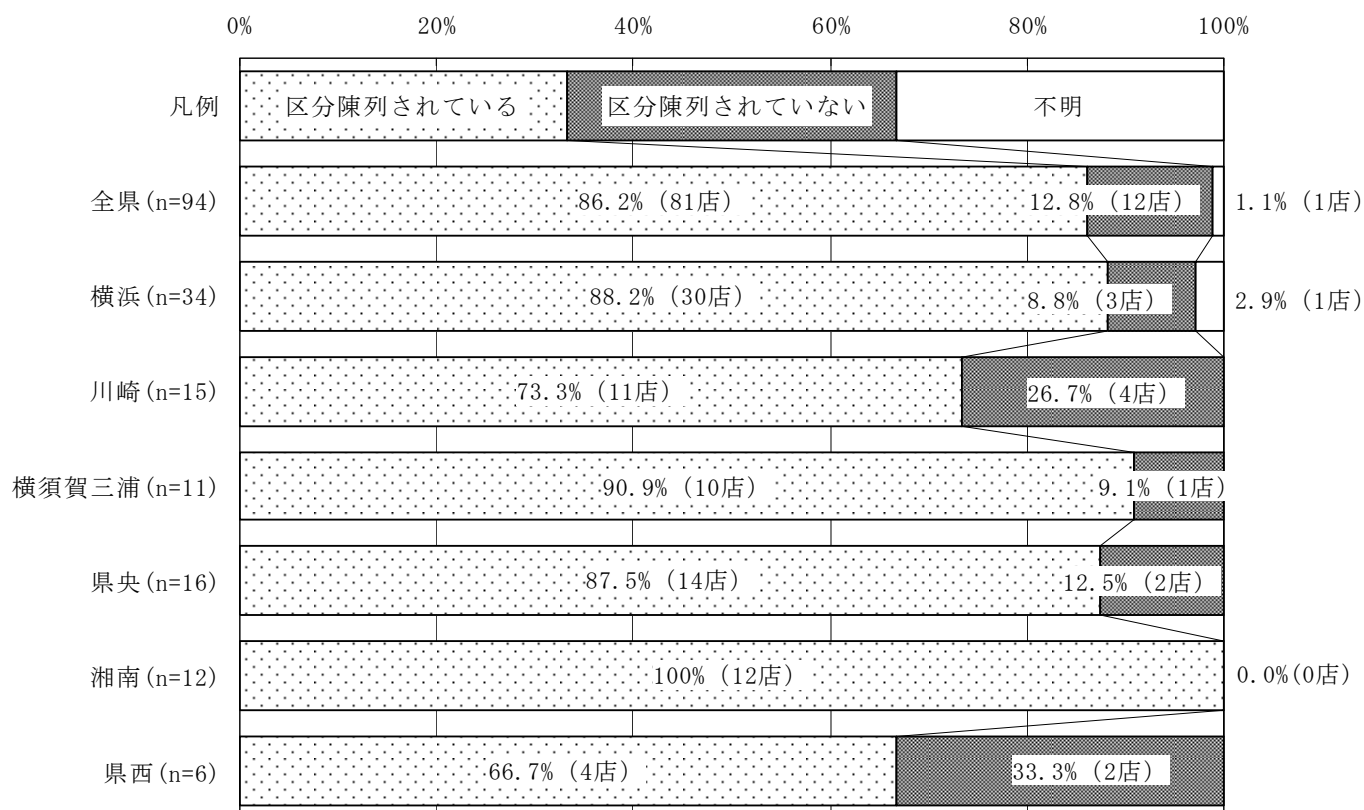


(7) Z区分ゲームの区分陳列

ア Z区分ゲームの区分陳列実施状況

Z区分ゲームの取扱いのある94店のうち、「区分陳列されている」店舗は86.2%（81店）、「区分陳列されていない」店舗は12.8%（12店）、「区分陳列されているか不明」店舗は1.1%（1店）であった。

図表3-7-1 Z区分ゲーム区分陳列実施状況（地域別）

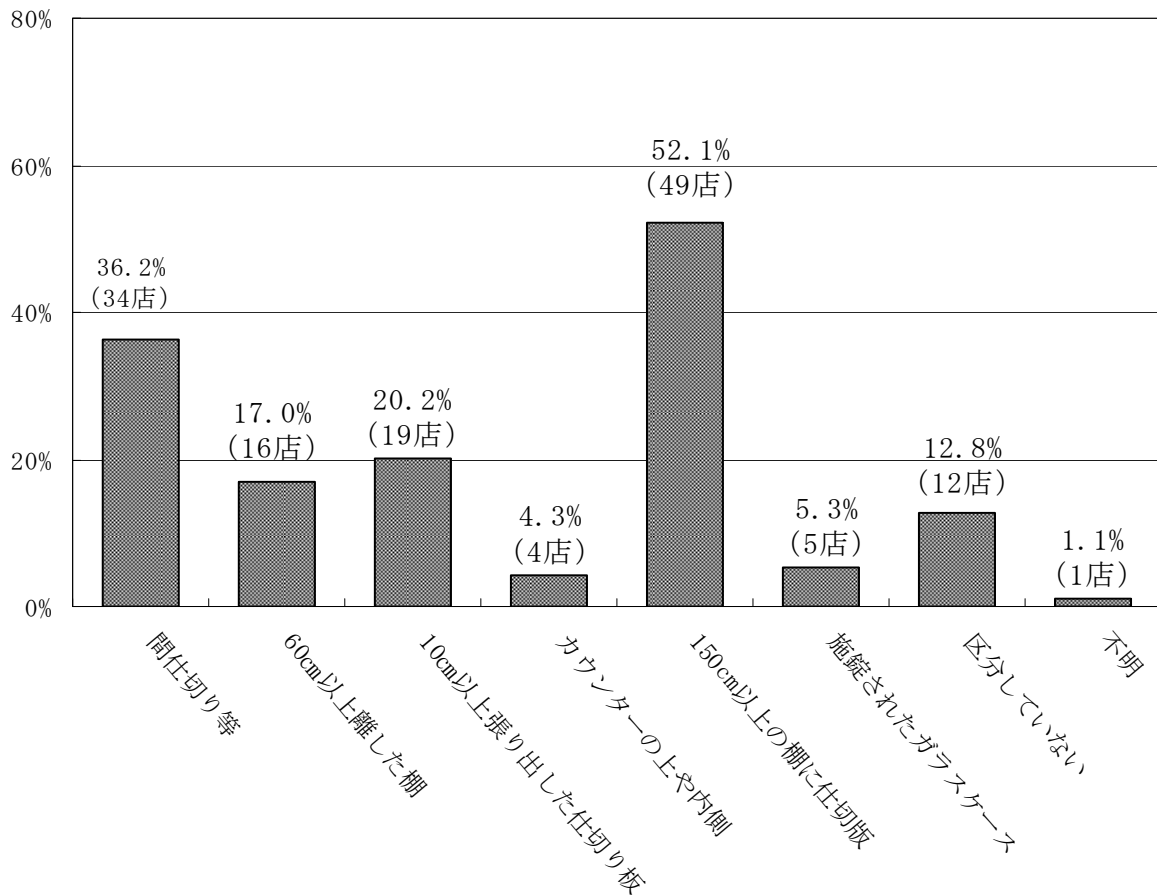


イ Z区分ゲームの区分陳列方法

Z区分ゲームの取扱いがある94店の区分陳列方法は、「間仕切り」によるものが36.2%（34店）、「60cm以上離れた棚」によるものが17.0%（16店）、「10cm以上張り出した仕切り板」によるものが20.2%（19店）、「カウンターの上や内側」によるものが4.3%（4店）、「150cm以上の棚に仕切版」によるものが52.1%（49店）、「施錠されたガラスケース」によるものが5.3%（5店）、区分していないが12.8%（12店）、不明が1.1%（1店）であった。

図表 3-7-2 Z区分ゲームの区分陳列方法（複数回答）

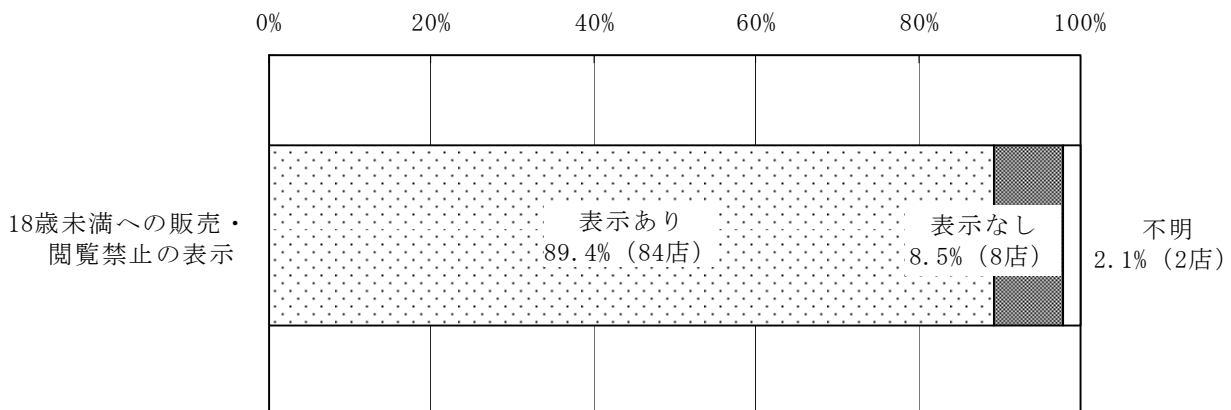
(n=94)



(8) Z区分ゲーム取扱い店における18歳未満への販売・閲覧禁止の表示

古書店においてZ区分ゲームの取扱いのある94店のうち、「18歳未満への販売・閲覧禁止の表示」を行っている店舗は89.4%（84店）、行っていない店舗は8.5%（8店）、不明な店舗2.1%（2店）であった。

図表 3-8 Z区分ゲーム18歳未満への販売・閲覧禁止の表示



青少年保護育成条例

- ゲームソフト販売店等では、Z区分ゲーム（団体表示図書類）を陳列するときは、有害図書類と同様の陳列方法または以下の方法で陳列するように努めなければなりません。
 - ・床面から 150cm 以上の高さの位置に団体表示図書類を陳列していることを明らかにした仕切り板を設け、当該仕切り板と仕切り板の間に、団体表示図書類をまとめて陳列
 - ・施錠されたガラス製等のケースに収納し、陳列
- Z区分ゲーム（団体表示図書類）の陳列場所に、18歳未満への販売や閲覧させることを禁止する表示を見やすい文字により掲示するよう努めなければなりません。

表1-1 カラオケボックス(市町村別)

H24神奈川県社会環境実態調査

項目 市町村	調査店舗数	営業時間			条例に基づく措置		客席の状況						喫煙・飲酒防止										
		23時までに閉店	23時以降閉店	24時間営業	18歳未満深夜立入禁止表示		室内が見通せる大きさの窓			内鍵			未成年者喫煙飲酒禁止表示			たばこ自動販売機			酒類自動販売機				
					ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明		
神奈川県 計	354	8	299	47	346	8	336	14	4	15	337	2	330	21	3	158	190	6	12	336	6		
割合(%)	100.0	2.3	84.5	13.3	97.7	2.3	94.9	4.0	1.1	4.2	95.2	0.6	93.2	5.9	0.8	44.6	53.7	1.7	3.4	94.9	1.7		
横浜市	132	1	107	24	129	3	125	4	3	6	125	1	123	7	2	45	81	6	6	120	6		
川崎市	54	2	43	9	53	1	54	-	-	1	53	-	51	3	-	32	22	-	3	51	-		
横須賀三浦	横須賀市	19	2	13	4	18	1	19	-	-	2	17	-	18	-	1	3	16	-	-	19	-	
	鎌倉市	7	-	6	1	7	-	5	2	-	-	7	-	7	-	-	3	4	-	-	7	-	
	逗子市	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	
	三浦市	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	-	2	-	-	2	-	
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	29	2	22	5	28	1	27	2	-	2	27	-	28	-	1	6	23	-	-	29	-	
県央	相模原市	29	1	24	4	27	2	26	3	-	-	29	-	24	5	-	19	10	-	-	29	-	
	厚木市	13	-	12	1	12	1	12	1	-	-	13	-	11	2	-	10	3	-	-	13	-	
	大和市	16	-	15	1	16	-	16	-	-	-	16	-	16	-	-	10	6	-	-	16	-	
	海老名市	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	
	座間市	3	-	3	-	3	-	3	-	-	-	3	-	3	-	-	1	2	-	-	3	-	
	綾瀬市	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	1	1	-	1	1	-	-	2	-	
	愛川町	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	66	1	59	6	63	3	62	4	-	-	66	-	58	8	-	44	22	-	-	66	-	
湘南	平塚市	11	-	11	-	11	-	11	-	-	-	11	-	10	1	-	4	7	-	-	11	-	
	藤沢市	20	-	20	-	20	-	19	-	1	2	17	1	20	-	-	9	11	-	2	18	-	
	茅ヶ崎	7	-	6	1	7	-	7	-	-	1	6	-	7	-	-	4	3	-	-	7	-	
	秦野市	11	1	9	1	11	-	11	-	-	-	11	-	11	-	-	4	7	-	-	11	-	
	伊勢原市	6	1	5	-	6	-	2	4	-	-	6	-	5	1	-	3	3	-	-	6	-	
	寒川町	3	-	3	-	3	-	3	-	-	1	2	-	2	1	-	-	3	-	-	3	-	
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	58	2	54	2	58	-	53	4	1	4	53	1	55	3	-	24	34	-	2	56	-	
県西	小田原市	12	-	11	1	12	-	12	-	-	1	11	-	12	-	-	5	7	-	1	11	-	
	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	開成町	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	
	箱根町	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	
	真鶴町	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	
	湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	15	-	14	1	15	-	15	-	-	2	13	-	15	-	-	7	8	-	1	14	-	

表1-2 カラオケボックス(政令市別)

H24神奈川県社会環境実態調査

区	項目	調査店舗数	営業時間			条例に基づく措置		客席の状況						喫煙・飲酒防止								
			23時まで に閉店	23時以降 閉店	24時間 営業	18歳未満 深夜立入 禁止表示		室内が見通せ る大きさの窓			内鍵			未成年者 喫煙飲酒 禁止表示			たばこ 自動販売機			酒類 自動販売機		
						ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明	ある	ない	不明
	政令市 計	215	4	174	37	209	6	205	7	3	7	207	1	198	15	2	96	113	6	9	200	6
	割合(%)	100.0	1.9	80.9	17.2	97.2	2.8	95.3	3.3	1.4	3.3	96.3	0.5	92.1	7.0	0.9	44.7	52.6	2.8	4.2	93.0	2.8
横浜市	鶴見区	9	1	7	1	9	-	9	-	-	-	9	-	8	1	-	2	7	-	-	9	-
	神奈川区	8	-	6	2	8	-	8	-	-	-	8	-	7	1	-	1	7	-	-	8	-
	西区	21	-	20	1	20	1	21	-	-	-	21	-	20	1	-	-	21	-	-	21	-
	中区	17	-	12	5	16	1	14	-	3	3	13	1	14	1	2	6	5	6	2	9	6
	南区	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-
	港南区	7	-	5	2	7	-	7	-	-	-	7	-	7	-	-	2	5	-	-	7	-
	保土ヶ谷区	6	-	6	-	6	-	6	-	-	-	6	-	6	-	-	-	6	-	-	6	-
	旭区	9	-	6	3	8	1	9	-	-	-	9	-	8	1	-	4	5	-	1	8	-
	磯子区	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-
	金沢区	6	-	3	3	6	-	6	-	-	-	6	-	6	-	-	3	3	-	-	6	-
	港北区	16	-	12	4	16	-	14	2	-	-	16	-	15	1	-	10	6	-	-	16	-
	緑区	5	-	4	1	5	-	5	-	-	-	5	-	5	-	-	3	2	-	-	5	-
	青葉区	8	-	6	2	8	-	6	2	-	2	6	-	7	1	-	6	2	-	1	7	-
	都筑区	5	-	5	-	5	-	5	-	-	-	5	-	5	-	-	3	2	-	1	4	-
	戸塚区	8	-	8	-	8	-	8	-	-	1	7	-	8	-	-	2	6	-	1	7	-
	栄区	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-
泉区	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	
瀬谷区	2	-	2	-	2	-	2	-	-	-	2	-	2	-	-	1	1	-	-	2	-	
	小計	132	1	107	24	129	3	125	4	3	6	125	1	123	7	2	45	81	6	6	120	6
川崎市	川崎区	19	-	17	2	19	-	19	-	-	-	19	-	17	2	-	13	6	-	2	17	-
	幸区	4	-	4	-	4	-	4	-	-	-	4	-	4	-	-	2	2	-	1	3	-
	中原区	9	-	8	1	8	1	9	-	-	-	9	-	8	1	-	5	4	-	-	9	-
	高津区	6	-	6	-	6	-	6	-	-	-	6	-	6	-	-	6	-	-	-	6	-
	宮前区	5	-	5	-	5	-	5	-	-	1	4	-	5	-	-	3	2	-	-	5	-
	多摩区	8	2	1	5	8	-	8	-	-	-	8	-	8	-	-	2	6	-	-	8	-
	麻生区	3	-	2	1	3	-	3	-	-	-	3	-	3	-	-	1	2	-	-	3	-
		小計	54	2	43	9	53	1	54	-	-	1	53	-	51	3	-	32	22	-	3	51
相模原市	緑区	9	1	8	-	9	-	8	1	-	-	9	-	8	1	-	5	4	-	-	9	-
	中央区	10	-	6	4	10	-	9	1	-	-	10	-	10	-	-	8	2	-	-	10	-
	南区	10	-	10	-	8	2	9	1	-	-	10	-	6	4	-	6	4	-	-	10	-
		小計	29	1	24	4	27	2	26	3	-	-	29	-	24	5	-	19	10	-	-	29

表2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶(市町村別)

H24神奈川県社会環境実態調査

市町村	項目	調査店舗数	営業区分			営業時間			条例に基づく措置				
			ネットカフェ・まんが喫茶	ネットカフェのみ	まんが喫茶のみ	23時まで閉店	23時以降閉店	24時間営業	18歳未満深夜立入禁止表示		フィルタリング等の措置		
									ある	ない	ある	ない	不明
神奈川県計		118	114	4	-	-	2	116	114	4	49	68	1
割合(%)		100.0	96.6	3.4	-	-	1.7	98.3	96.6	3.4	41.5	57.6	0.8
横浜市		41	40	1	-	-	1	40	39	2	11	29	1
川崎市		24	24	-	-	-	-	24	23	1	6	18	-
横須賀三浦	横須賀市	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	鎌倉市	4	3	1	-	-	-	4	4	-	1	3	-
	逗子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		5	4	1	-	-	-	5	5	-	2	3	-
県央	相模原市	12	10	2	-	-	1	11	12	-	8	4	-
	厚木市	6	6	-	-	-	-	6	6	-	5	1	-
	大和市	6	6	-	-	-	-	6	6	-	2	4	-
	海老名市	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	座間市	1	1	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-
	綾瀬市	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		27	25	2	-	-	1	26	26	1	17	10	-
湘南	平塚市	2	2	-	-	-	-	2	2	-	1	1	-
	藤沢市	10	10	-	-	-	-	10	10	-	8	2	-
	茅ヶ崎市	3	3	-	-	-	-	3	3	-	2	1	-
	秦野市	2	2	-	-	-	-	2	2	-	1	1	-
	伊勢原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		17	17	-	-	-	-	17	17	-	12	5	-
県西	小田原市	4	4	-	-	-	-	4	4	-	1	3	-
	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計		4	4	-	-	-	-	4	4	-	1	3	-

※営業時間は平日の主な営業時間をいう

表2-1 インターネットカフェ・まんが喫茶(市町村別)(つづき)

H24神奈川県社会環境実態調査

項目 市町村	客席の状況								自主規制の実施状況					喫煙・飲酒			
	2人以上で利用できるブース席								18歳未満の 年齢確認		18歳未満の オープン席利用			たばこ 自動販売機		酒類 自動販売機	
	ペアシートの 有無		ペアシート 内部の見通し		ペアシート内 の鍵												
	ある	ない	可	不可	ある	ない	不明	ある	ない	ある	ない	オープン 席無し	ある	ない	ある	ない	
神奈川県 計	105	13	80	25	4	100	1	117	1	56	61	1	51	67	12	106	
割合(%)	89.0 (100.0)	11.0	68 (76.2)	21 (23.8)	(3.8)	(95.2)	(1.)	99.2	0.8	47.5	51.7	0.8	43.2	56.8	10.2	89.8	
横浜市	38	3	32	6	-	37	1	41	-	14	27	-	10	31	7	34	
川崎市	19	5	12	7	2	17	-	24	-	6	18	-	16	8	2	22	
横須賀三浦	横須賀市	1	-	-	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	1	
	鎌倉市	4	-	2	2	1	3	4	-	2	2	-	2	2	-	4	
	逗子市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	三浦市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	5	-	2	3	2	3	-	5	-	2	3	-	2	3	-	5
県央	相模原市	9	3	7	2	-	9	12	-	7	5	-	7	5	1	11	
	厚木市	6	-	5	1	-	6	6	-	4	2	-	1	5	-	6	
	大和市	6	-	6	-	-	6	6	-	5	1	-	2	4	-	6	
	海老名市	1	-	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	1	-	1	
	座間市	1	-	1	-	-	1	-	1	1	-	-	-	1	-	1	
	綾瀬市	1	-	1	-	-	1	1	-	-	1	-	1	-	-	1	
	愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	24	3	21	3	-	24	-	26	1	18	9	-	11	16	1	26
湘南	平塚市	2	-	2	-	-	2	2	-	2	-	-	1	1	-	2	
	藤沢市	8	2	5	3	-	8	10	-	8	1	1	4	6	2	8	
	茅ヶ崎市	3	-	2	1	-	3	3	-	1	2	-	3	-	-	3	
	秦野市	2	-	-	2	-	2	2	-	1	1	-	2	-	-	2	
	伊勢原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	寒川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	15	2	9	6	-	15	-	17	-	12	4	1	10	7	2	15
県西	小田原市	4	-	4	-	-	4	4	-	4	-	-	2	2	-	4	
	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	大井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	松田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	湯河原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	4	-	4	-	-	4	-	4	-	4	-	-	2	2	-	4	

表2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶(政令市区別)

H24神奈川県社会環境実態調査

区	項目	調査店舗数	営業区分			営業時間			条例に基づく措置				
			ネットカフェ・まんが喫茶	ネットカフェのみ	まんが喫茶のみ	23時までに閉店	23時以降閉店	24時間営業	18歳未満深夜入場禁止表示		フィルタリング等の措置		
									ある	ない	ある	ない	不明
	政令市 計	77	74	3	-	-	2	75	74	3	25	51	1
	割合(%)	100.0	96.1	3.9	-	-	2.6	97.4	96.1	3.9	32.5	66.2	1.3
横浜市	鶴見区	2	2	-	-	-	1	1	2	-	1	1	-
	神奈川区	3	3	-	-	-	-	3	3	-	2	-	1
	西区	8	8	-	-	-	-	8	8	-	-	8	-
	中区	5	5	-	-	-	-	5	3	2	1	4	-
	南区	2	1	1	-	-	-	2	2	-	2	-	-
	港南区	2	2	-	-	-	-	2	2	-	2	-	-
	保土ヶ谷区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	旭区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	磯子区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	金沢区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	港北区	5	5	-	-	-	-	5	5	-	-	5	-
	緑区	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2	-
	青葉区	4	4	-	-	-	-	4	4	-	-	4	-
	都筑区	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2	-
	戸塚区	3	3	-	-	-	-	3	3	-	-	3	-
	栄区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
瀬谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	小計	41	40	1	-	-	1	40	39	2	11	29	1
川崎市	川崎区	13	13	-	-	-	-	13	13	-	3	10	-
	幸区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中原区	4	4	-	-	-	-	4	3	1	1	3	-
	高津区	5	5	-	-	-	-	5	5	-	1	4	-
	宮前区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	多摩区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-
	麻生区	1	1	-	-	-	-	1	1	-	1	-	-
	小計	24	24	-	-	-	24	23	1	6	18	-	
相模原市	緑区	3	3	-	-	-	1	2	3	-	3	-	-
	中央区	5	3	2	-	-	-	5	5	-	2	3	-
	南区	4	4	-	-	-	-	4	4	-	3	1	-
		小計	12	10	2	-	-	11	12	-	8	4	-

※営業時間は平日の主な営業時間をいう

表2-2 インターネットカフェ・まんが喫茶(政令市別)(つづき)

H24神奈川県社会環境実態調査

区	項目	客席の状況						自主規制の実施状況						喫煙・飲酒			
		2人以上で利用できるブース席						18歳未満の 年齢確認		18歳未満の オープン席利用		たばこ 自動販売機		酒類 自動販売機			
		ペアシートの 有無		ペアシート 内部の見通し		ペアシート内 の鍵											
		ある	ない	可	不可	ある	ない	不明	ある	ない	ある	ない	不明	ある	ない	ある	ない
	政令市 計	66	11	51	15	2	63	1	77	-	27	50	-	33	44	10	67
	割合(%)	85.7 (100.0)	14.3						100.0	-	35.1	64.9	-	42.9	57.1	13.0	87.0
横浜市	鶴見区	1	1	-	1	-	1	-	2	-	2	-	-	-	2	1	1
	神奈川区	3	-	3	-	-	3	-	3	-	-	3	-	1	2	-	3
	西区	8	-	8	-	-	8	-	8	-	-	8	-	-	8	-	8
	中区	4	1	4	-	-	4	-	5	-	1	4	-	1	4	-	5
	南区	2	-	2	-	-	2	-	2	-	1	1	-	2	-	2	-
	港南区	2	-	2	-	-	2	-	2	-	2	-	-	1	1	2	-
	保土ヶ谷区	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	1
	旭区	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	1
	磯子区	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	1	-
	金沢区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	港北区	5	-	4	1	-	5	-	5	-	1	4	-	-	5	-	5
	緑区	2	-	1	1	-	2	-	2	-	1	1	-	-	2	-	2
	青葉区	3	1	3	-	-	2	1	4	-	2	2	-	1	3	1	3
	都筑区	2	-	2	-	-	2	-	2	-	2	-	-	1	1	-	2
	戸塚区	3	-	1	2	-	3	-	3	-	-	3	-	2	1	-	3
栄区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
瀬谷区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	38	3	32	6	-	37	1	41	-	14	27	-	10	31	7	34	
川崎市	川崎区	9	4	5	4	2	7	-	13	-	1	12	-	10	3	1	12
	幸区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中原区	4	-	4	-	-	4	-	4	-	2	2	-	2	2	-	4
	高津区	4	1	1	3	-	4	-	5	-	1	4	-	2	3	1	4
	宮前区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	多摩区	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1
	麻生区	1	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1
	小計	19	5	12	7	2	17	-	24	-	6	18	-	16	8	2	22
相模原市	緑区	3	-	3	-	-	3	-	3	-	2	1	-	2	1	-	3
	中央区	2	3	2	-	-	2	-	5	-	3	2	-	2	3	-	5
	南区	4	-	2	2	-	4	-	4	-	2	2	-	3	1	1	3
	小計	9	3	7	2	-	9	-	12	-	7	5	-	7	5	1	11

表3-1 古書店(市町村別)

H24 神奈川県社会環境実態調査

項目	調査店舗数	有害図書の取り扱い		有害図書の取扱いがある店舗													18歳未満販売閲覧禁止の表示		
		有	無	【本・雑誌類】店舗	有害図書類【本・雑誌等】の区分陳列方法(複数可)					【映像ソフト】店舗	有害図書類【映像ソフト】の区分陳列方法(複数可)								
					本・雑誌等取扱い 160店舗						映像ソフト取扱い 125店舗								
					間仕切り	棚60cm以上離れた	10cm以上張り出した	内側カウターの	区分していない		間仕切り	棚60cm以上離れた	10cm以上張り出した	内側カウターの	区分していない	有	無	不明	
市町村																			
神奈川県 計	230	162	68	160	89	37	55	14	16	125	72	29	42	8	13	148	12	2	
割合(%)	100.0	70.4	29.6	69.6	55.6	23.1	34.4	8.8	10.0	54.3	57.6	23.2	33.6	6.4	10.4	91.4	7.4	1.2	
横浜市	97	69	28	69	34	9	18	3	12	49	26	6	12	2	10	64	4	1	
川崎市	31	22	9	21	15	9	7	1	-	20	13	6	4	2	-	20	2	-	
横須賀三浦	横須賀市	15	15	-	15	10	5	6	5	-	14	8	4	6	2	1	11	3	1
	鎌倉市	9	2	7	2	1	-	1	-	2	-	-	1	-	1	2	-	-	
	逗子市	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	三浦市	1	1	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	26	18	8	18	12	5	7	5	-	17	9	4	7	2	2	14	3	1
県央	相模原市	15	13	2	13	9	3	7	2	1	8	5	4	4	1	-	11	2	-
	厚木市	3	2	1	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	大和市	5	5	-	5	2	1	4	-	-	5	4	1	3	-	-	5	-	-
	海老名市	3	3	-	3	-	2	-	-	1	2	-	2	-	-	-	3	-	-
	座間市	2	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	28	25	3	25	11	7	14	2	2	17	9	7	9	1	-	23	2	-
湘南	平塚市	7	3	4	3	2	2	-	1	-	2	1	1	-	1	-	3	-	-
	藤沢市	13	7	6	7	5	1	3	1	1	6	4	-	2	-	-	6	1	-
	茅ヶ崎市	12	6	6	5	3	2	1	-	-	4	3	1	1	-	-	6	-	-
	秦野市	2	2	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-	2	-	-
	伊勢原市	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	寒川町	1	1	-	1	1	1	1	-	-	1	1	1	1	-	-	1	-	-
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	36	20	16	19	11	6	8	2	1	16	9	3	7	1	-	19	1	-
県西	小田原市	7	6	1	6	5	-	1	1	1	4	4	3	3	-	1	6	-	-
	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大井町	2	1	1	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-
	松田町	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	湯河原町	2	1	1	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-
小計	12	8	4	8	6	1	1	1	1	6	6	3	3	-	1	8	-	-	

表3-1 古書店(市町村別)

H24 神奈川県社会環境実態調査

項目	Z区分のゲーム 取り扱い			Z区分ゲームソフトの取扱いがある店舗											深夜営業の有無					
				「Z」区分ゲームソフトの区分陳列方法 (複数可)								18歳未満販売閲覧禁止の表示								
	有	無	不明	Z区分ゲームソフト取扱い 94店舗											Z区分取扱い 94店舗			調査店舗 230店舗		
				間仕切り	棚60cm以上離れた	10cm以上張り出した仕切り板	内側カウンターの上や	150cm以上の棚に仕切版	施錠されたガラスケース	区分していない	不明	有	無	不明	有(23時以降閉店)	無(23時まで閉店)	不明			
市町村																				
神奈川県 計	94	108	28	34	16	19	4	49	5	12	1	84	8	2	48	151	31			
割合(%)	40.9	47.0	12.2												20.9	65.7	13.5			
				36.2	17.0	20.2	4.3	52.1	5.3	12.8	1.1	89.4	8.5	2.1						
横浜市	34	50	13	11	2	3	-	14	2	3	1	30	3	1	21	56	20			
川崎市	15	16	-	7	2	4	3	7	1	4	-	13	2	-	7	24	-			
横須賀三浦	横須賀市	8	6	1	3	1	4	-	3	-	1	-	5	2	1	4	11	-		
	鎌倉市	2	-	7	1	1	-	-	1	-	-	-	2	-	-	3	6	-		
	逗子市	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
	三浦市	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-		
	葉山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小計	11	6	9	4	2	4	-	5	-	1	-	8	2	1	7	18	1		
県央	相模原市	7	8	-	3	2	1	1	5	-	2	-	7	-	-	2	13	-		
	厚木市	2	1	-	1	1	1	-	1	-	-	-	1	1	-	-	3	-		
	大和市	5	-	-	2	2	3	-	-	1	-	-	5	-	-	2	3	-		
	海老名市	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-		
	座間市	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	-	2	-		
	綾瀬市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	愛川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	清川村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小計	16	12	-	6	5	5	1	8	1	2	-	15	1	-	4	24	-		
湘南	平塚市	2	4	1	1	1	-	-	1	1	-	-	2	-	-	1	2	4		
	藤沢市	4	9	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4	-	-	2	10	1		
	茅ヶ崎市	2	5	5	1	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	1	7	4		
	秦野市	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	2	-	-	2	-	-		
	伊勢原市	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1		
	寒川町	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	1	-		
	大磯町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	二宮町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	小計	12	18	6	2	2	-	-	10	1	-	-	12	-	-	6	20	10		
県西	小田原市	4	3	-	4	3	3	-	4	-	1	-	4	-	-	2	5	-		
	南足柄市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	中井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	大井町	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	-	1	1	-		
	松田町	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-		
	山北町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	開成町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	箱根町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	真鶴町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	湯河原町	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-		
小計	6	6	-	4	3	3	-	5	-	2	-	6	-	-	3	9	-			

項目 区	調査店舗数	有害図書の取り扱い		有害図書の取扱いがある店舗															
		有	無	【本・雑誌類】店舗	有害図書類【本・雑誌等】の区分陳列方法(複数可)					【映像ソフト】店舗	有害図書類【映像ソフト】の区分陳列方法(複数可)					18歳未満販売閲覧禁止の表示			
					本・雑誌等取扱い 103店舗						映像ソフト取扱い 77店舗					有害図書取扱い162店舗			
					間仕切り	棚60cm以上離れた	10cm以上張り出した	内側カウンターの上や	区分していない		間仕切り	棚60cm以上離れた	10cm以上張り出した	内側カウンターの上や	区分していない	有	無	不明	
政令市計	143	104	39	103	58	21	32	6	13	77	44	16	20	5	10	95	8	1	
割合(%)	100.0	72.7	27.3	72.0	56.3	20.4	31.1	5.8	12.6	53.8	57.1	20.8	26.0	6.5	13.0	91.3	7.7	1.0	
横浜市	鶴見区	8	6	2	6	4	2	-	-	-	6	5	2	-	-	-	5	-	1
	神奈川区	11	6	5	6	2	-	3	-	1	4	1	-	2	-	1	6	-	-
	西区	6	4	2	4	3	1	-	1	-	4	4	-	-	1	-	4	-	-
	中区	21	15	6	15	4	1	-	-	10	12	3	-	-	-	9	14	1	-
	南区	4	2	2	2	2	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	2	-	-
	港南区	5	4	1	4	1	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-
	保土ヶ谷区	2	2	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-
	旭区	5	4	1	4	4	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	4	-	-
	磯子区	3	3	-	3	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	2	1	-
	金沢区	4	4	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-	4	-	-
	港北区	10	8	2	8	5	1	1	1	-	5	4	-	1	-	-	7	1	-
	緑区	4	3	1	3	1	-	2	-	-	3	1	1	1	-	-	2	1	-
	青葉区	5	4	1	4	3	1	3	-	-	4	3	1	3	-	-	4	-	-
	都筑区	1	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
	戸塚区	5	1	4	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-
	栄区	2	2	-	2	1	2	-	1	-	2	1	2	-	1	-	2	-	-
	泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
瀬谷区	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	97	69	28	69	34	9	18	3	12	49	26	6	12	2	10	64	4	1	
川崎市	川崎区	7	7	-	6	4	4	2	-	-	6	3	3	-	-	-	6	1	-
	幸区	2	2	-	2	2	2	-	-	-	1	-	1	-	1	-	2	-	-
	中原区	7	4	3	4	4	1	1	1	-	4	4	1	1	1	-	4	-	-
	高津区	5	4	1	4	2	1	1	-	-	4	2	1	1	-	-	4	-	-
	宮前区	3	1	2	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-
	多摩区	5	4	1	4	2	1	3	-	-	4	3	-	2	-	-	3	1	-
	麻生区	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	31	22	9	21	15	9	7	1	-	20	13	6	4	2	-	20	2	-
相模原市	緑区	2	2	-	2	1	1	2	-	-	2	1	1	2	-	-	2	1	-
	中央区	4	3	1	3	2	-	-	-	1	2	1	1	-	-	-	1	1	-
	南区	9	8	1	8	6	2	5	2	-	4	3	2	2	1	-	8	-	-
	小計	15	13	2	13	9	3	7	2	1	8	5	4	4	1	-	11	2	-

項目 区	Z区分のゲームの取り扱い			Z区分ゲームソフトの取扱いがある店舗									18歳未満販売閲覧禁止の表示			深夜営業の有無		
				「Z」区分ゲームソフトの区分陳列方法(複数可)														
	政令市143店舗			政令市Z区分のゲーム取扱い56店舗									56店舗			調査店舗 143店舗		
	有	無	不明	間仕切り	棚60cm以上離れた	10cm以上張り出した仕切り板	内側カウンターの上や	カウンターの150cm以上の棚に仕切版	施錠されたガラスケース	区分していない	不明	有	無	不明	有(23時以降閉店)	無(23時まで閉店)	不明	
政令市 計	56	74	13	21	6	8	4	26	3	9	1	50	5	1	30	93	20	
割合(%)	39.2	51.7	9.1															
				37.5	10.7	14.3	7.1	46.4	5.4	16.1	1.8	89.3	8.9	1.8	21.0	65.0	14.0	
横浜市	鶴見区	2	6	-	-	1	-	-	1	-	-	2	-	-	4	4	-	
	神奈川区	1	9	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	2	4	5	
	西区	2	4	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	4	2	
	中区	2	17	2	1	-	-	-	1	-	-	2	-	-	7	7	7	
	南区	1	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	2	
	港南区	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	1	
	保土ヶ谷区	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	
	旭区	1	-	4	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	5	-	
	磯子区	1	2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	3	-	
	金沢区	4	-	-	-	-	2	-	2	-	-	4	-	-	1	3	-	
	港北区	8	2	-	2	1	-	-	1	2	2	7	1	-	2	8	-	
	緑区	2	1	1	1	-	-	-	2	-	-	1	-	1	1	2	1	
	青葉区	3	2	-	-	-	1	-	3	-	-	3	-	-	-	5	-	
	都筑区	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	
	戸塚区	3	2	-	2	-	-	-	-	-	-	3	-	-	1	4	-	
	栄区	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	2	-	
泉区	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
瀬谷区	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1		
小計	34	50	13	11	2	3	-	14	2	3	1	30	3	1	21	56	20	
川崎市	川崎区	4	3	-	3	-	2	-	2	-	1	4	-	-	-	7	-	
	幸区	1	1	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	2	-	
	中原区	2	5	-	2	-	1	2	1	-	1	2	-	-	3	4	-	
	高津区	3	2	-	-	1	-	-	1	-	1	2	1	-	2	3	-	
	宮前区	3	-	-	-	-	-	-	2	-	1	2	1	-	1	2	-	
	多摩区	2	3	-	2	-	1	-	1	-	-	2	-	-	1	4	-	
	麻生区	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	
小計	15	16	-	7	2	4	3	7	1	4	-	13	2	-	7	24	-	
相模原市	緑区	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2	-	-	-	2	-	
	中央区	1	3	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	1	3	-	
	南区	4	5	-	3	1	1	1	3	-	2	4	-	-	1	8	-	
	小計	7	8	-	3	2	1	1	5	-	2	7	-	-	2	13	-	

平成 24 年度社会環境実態調査 実施要領

1 調査の目的

青少年の健全育成に大きな影響を与えている各種営業の実態や青少年保護育成条例の遵守状況等を把握し、店舗や関係業界への指導、条例による規制、県民への周知啓発等を検討する基礎資料とするため、市町村や地域の青少年育成者の協力のもと、店舗調査を実施します。

2 調査対象・調査項目

対象店舗	調査項目	主な目的
カラオケボックス 〔調査票 様式1〕	ア 店名・所在地 イ 営業時間（3区分） ウ 18歳未満深夜入場制限の表示 エ ボックス内の窓の有無 オ ボックス内の鍵の有無 カ 喫煙飲酒関連 (20歳未満禁止の表示、自動販売機の有無)	施設の概要、青少年の深夜立入り制限の状況、業界の自主規制による規制状況等を把握する
インターネットカフェ ・まんが喫茶 〔調査票 様式2〕	ア 店名・所在地 イ 営業時間（3区分） ウ 客席の状況 ・個室及びペアシートの有無 ・個室内の外部からの見通し ・個室内の鍵の有無 エ 18歳未満深夜入場制限の表示 オ フィルタリングの措置の有無 カ 18歳未満者の年齢確認の有無 キ 18歳未満者のオープン席の利用 ク 喫煙飲酒関連（自動販売機の有無）	
古書店 〔調査票 様式3〕	ア 店名・所在地、深夜営業の有無 イ 有害図書類等販売の有無 (図書、映像ソフト、ゲームソフト) ウ 有害図書類等の区分陳列方法 エ 18歳未満者への販売閲覧禁止の表示	有害図書類等の区分陳列状況等を把握する

3 調査時期

平成 24 年 7 月～9 月

※ 内閣府が主唱する「青少年の非行・被害防止全国強調月間」と連携するため、7 月を調査期間に含みます。

※ 平成 22 度までは「社会環境実態調査」及び「有害図書類区分陳列等調査」を実施していましたが、平成 23 年度から両調査を統合し「社会環境実態調査」として行っています。

4 調査方法

別紙調査票（様式1～3）により、地域の調査対象店舗を訪問して調査を行います。

※ 対象店舗については、県から提示される店舗を基本としますが、市町村の状況に応じて選択することも可能です。

5 調査結果の活用

- ・ 調査結果は県がとりまとめ、各市町村に提供します。
（結果概要、報告書等の送付予定 平成25年2月）
- ・ 調査の結果、条例違反のおそれのある店舗等について、行政職員による立入調査を実施して必要な指導等を行います。立入調査の結果については、各市町村に情報提供いたします。
※ なお、違反の状況がはなはだしい場合や、問題性のある店舗については、青少年保護育成条例に基づき、知事に調査、指導を要請することができます。

6 調査票の提出

市町村は管内の調査結果をとりまとめ、次のとおり県に提出をします。（電子データ）

市町村	提出先	提出期限
横浜市、川崎市	県青少年課	11月19日（月）
横須賀三浦地域市町	県横須賀三浦地域県政総合センター	11月2日（金）
県央地域市町村	県県央地域県政総合センター	
湘南地域市町	県湘南地域県政総合センター	
県西地域市町	県西地域県政総合センター	

7 その他

○ 安全対策

県の依頼する活動等の際に事故が起こった場合の補償について明確な定めがなかったことから、平成23年度より、社会環境実態調査については、参加する青少年指導者が全員補償を受けられるよう、県が傷害保険に加入します。

※ 保険への加入については、市町村の希望や状況に応じて調整します。

○ 市町村における独自調査について

各市町村が、地域の状況等を考慮して必要とする場合は、県の依頼する調査対象に加えて対象店舗を追加する場合があります。

○ 有害図書類区分陳列の権限移譲について

次の市町については、有害図書類の区分陳列について、県から権限を移譲されています。

横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、葉山町、開成町、湯河原町

平成24年度社会環境実態調査 調査票【カラオケボックス】

市区町村名	番号	店名	所在地	調査実施月日	深夜営業の状況			条例に基づく措置		自主規制等店舗の状況								備考	
					午後11時までに閉店 (深夜営業なし)	午後11時以降閉店 (深夜営業あり)	24時間営業 (深夜時間営業あり)	18歳未満者の深夜 入場制限の表示	室内が見通せる 大きさの窓		内鍵		飲酒禁止の喫煙・ 未成年者の喫煙		たばこ自動販売機		酒類自動販売機		
									有	無	有	無	有	無	有	無	有		無
〇〇市	1	〇〇カラオケボックス	〇〇町1-2-2	7月1日		①	○	②	○	③	○	④	○	⑤	○				
〇〇市	2	△△カラオケ	△△町1-3-1	7月2日		○		○	○		○	○		○	○				
〇〇市		××エコー	××町2-1-1	7月1日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		調査時間営業を終了しており、再度調査できなかったため、調査不可。		
〇〇市		□□カラオケ	□□町1-3-2	7月3日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		閉店		
〇〇市	3	※※カラオケボックス	※※町3-1-1	7月4日			○	○	○		○	○		○	○		新規		
市区町村 計					0	1	2	2	1	3	0	0	3	3	0	1	2	1	2

店名・所在地 所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。(地番まで)

①深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について○を記入(○は1つ)

- ・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例)閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に○
- ・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例)閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に○
- ・24時間営業(深夜営業あり) (例)終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に○

②条例に基づく措置「18歳未満者の深夜入場制限の表示」

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

③室内が見通せる大きさの窓／内鍵

各ボックスの窓の大きさ、内鍵について、それぞれ「有」または「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)

④未成年者の喫煙・飲酒禁止の表示

- ・「喫煙」「飲酒」のどちらか一方の禁止表示があれば「有」に○
- ・「喫煙」「飲酒」の両方とも禁止表示がなければ「無」に○

⑤たばこ・酒類の自動販売機

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)
(店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

集計に際しての注意点

- ・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。
※継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

平成24年度社会環境実態調査 調査票【インターネットカフェ・まんが喫茶】

市区町村名	番号	店名	所在地	調査実施月日	営業区分			客席の状況				深夜営業の状況		条例に基づく措置				自主規制等店舗の状況				備考							
					インターネットネットカフェ・まんが喫茶	インターネットカフェのみ	まんが喫茶のみ	2人以上で利用できるブース席(ペアシート等)	外部からの客の視認	ペアシート等の内鍵		午後11時以降閉店(深夜営業あり)	午後11時までに閉店(深夜営業なし)	24時間営業(深夜営業あり)	18歳未満者の深夜入場制限の表示		措置 フィルタリング等の措置		18歳未満者の年齢確認		18歳未満者の利用		たばこ自動販売機		酒類自動販売機				
										有	無				可	不可	有	無	有	無	有		無	有	無	有	無	有	無
〇〇市	1	〇〇ネットカフェ	〇〇町2-2-2	7月2日	1	〇	2	〇	3	〇	4	5	6	7	〇	8	〇												
〇〇市	2	△△まんが喫茶	△△町3-3-1	7月5日	〇	〇	/	/	〇	〇	/	/	〇	〇	〇	〇	〇												
〇〇市		まんが喫茶××	××町1-1-1	7月2日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	調査時間営業終了しており、再度調査できなかった											
〇〇市		□□ネットカフェ	□□町2-3-2	7月4日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	閉店											
〇〇市	3	※※インターネットカフェ	※※町1-3-3	7月6日	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	新規											
市区町村 計					1	1	1	2	1	1	1	0	2	0	1	2	2	1	0	2	1	2	3	0	2	1	1	2	

店名・所在地 所在地は、新規・変更があった場合のみ記入してください。(地番まで)

①営業区分 店舗の営業内容について○を記入(○は1つ)

インターネットカフェ及びまんが喫茶、 インターネットカフェのみ、 まんが喫茶のみ

※「まんが喫茶」という店舗名称であっても、客がインターネットを使用できる状態にある店舗は「インターネットカフェ・まんが喫茶」に該当

②客席の状況

●【2人以上で利用できるブース席(ペアシート等)】

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の有無について確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※2人以上で利用できるブース席とは、周囲に仕切りがあり、独立した区画となる席で、2人以上の客が利用できる席 (例)ペアシート席、カップルシート席

●【外部からのペアシート等内部の客の視認】

外部から、2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)のドアや仕切りが閉まっている状態で、中にいる客が見えるか確認し、「可」または「不可」に○を記入(○は1つ)

※内部の客の身体が一部でも見える場合は「可」に、客の身体が全く見えない場合は「不可」に○

※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

●【ペアシート等の内鍵】

2人以上で利用できるブース席(ペアシートなど)の内側からの鍵について「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※ペアシート席が「無」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

③深夜営業の状況

「平日」の主な営業時間の状況について○を記入(○は1つ)

・午後11時までに閉店(深夜営業なし) (例)閉店時間が午後10時等の場合は、「午後11時までに閉店(深夜営業なし)」に○

・午後11時以降に閉店(深夜営業あり) (例)閉店時間が午前0時等の場合は、「午後11時以降閉店(深夜営業あり)」に○

・24時間営業(深夜営業あり) (例)終日営業している場合は、「24時間営業(深夜営業あり)」に○

④18歳未満者の深夜入場制限の表示

18歳未満の深夜入場を制限する表示があるか確認し、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

⑤フィルタリング等の措置

18歳未満がインターネット機器を利用する際、フィルタリング等の措置がなされているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)

※「まんが喫茶のみ」の店舗は対象外ですので、欄に斜線を引いてください。

⑥18歳未満者の年齢確認

18歳未満と思われる方にたいして年齢確認を行っているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(年齢確認=会員証の発行、身分証の提示など)

⑦18歳未満者のオープン席利用

18歳未満に対してオープン席を利用させているか、「有」または「無」に○を記入(○は1つ)(オープン席=仕切りがなく、周囲から見える席)

⑧たばこ・酒類の自動販売機

たばこ、酒類の自動販売機の設置状況について、それぞれ「有」「無」のどちらかに○を記入(○はそれぞれ1つ)(店内のほか、店の出入口付近にあるものも含む)

集計に際しての注意点

- ・調査を実施できない店舗:備考欄に調査を実施できない理由を記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・廃業(閉店)店舗:備考欄に「閉店」の旨記入の上、調査項目欄に斜線を引いてください。
- ・新規(開店)店舗:行を追加(挿入)し、備考欄に「新規」の旨記入の上、調査項目すべてを入力してください。
- ・継続店舗:調査項目すべてについて変更等がないか確認の上、変更箇所について加除修正を行ってください。

平成24年度社会環境実態調査 調査票（有害図書类等）

市区町村	〇〇市	調査月日	7月17日
店舗名	〇〇堂	店舗番号	1
所在地	〇〇町1-2-3		
営業区分	・古書店 2 その他（ ）		

※有害図書類とみなすもの（詳細についてはマニュアル参照）

- 書籍・雑誌・・・ビニール包装、ひも掛け、2か所シール止め等のある成人向け書籍
- 映像ソフト・・・成人指定、成人向け等の記載があるもの
(参考) 記載マーク例

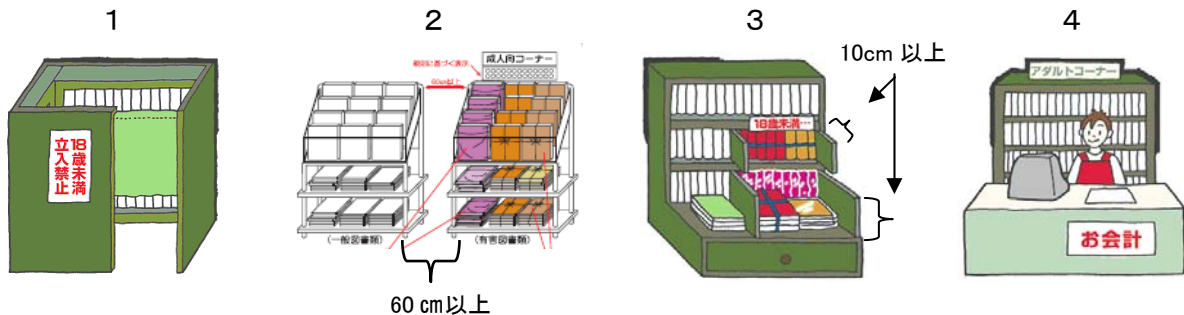
※家庭用ゲームソフトは裏面に記入



(1) 有害図書類の有無及び区分陳列方法

有害図書類の有無		1 有 3 2 無	本・雑誌 コミック	映像ソフト DVD・ビデオ等
有害図書類の区分陳列方法 (複数チェック可)	1	間仕切り等により仕切られた場所にまとめて陳列	○	○
	2	他の図書の本棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列		4
	3	10cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列(成人図書仕切板など)	○	
	4	従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列		
	5	区分陳列がされていない		

※有害図書類の区分陳列方法



(2) 18歳未満への販売や閲覧禁止の表示	1 有 5 2 無
(3) 深夜営業(夜11時以降)	1 有 2 無 6

(4) 備考

7

調査への協力拒否

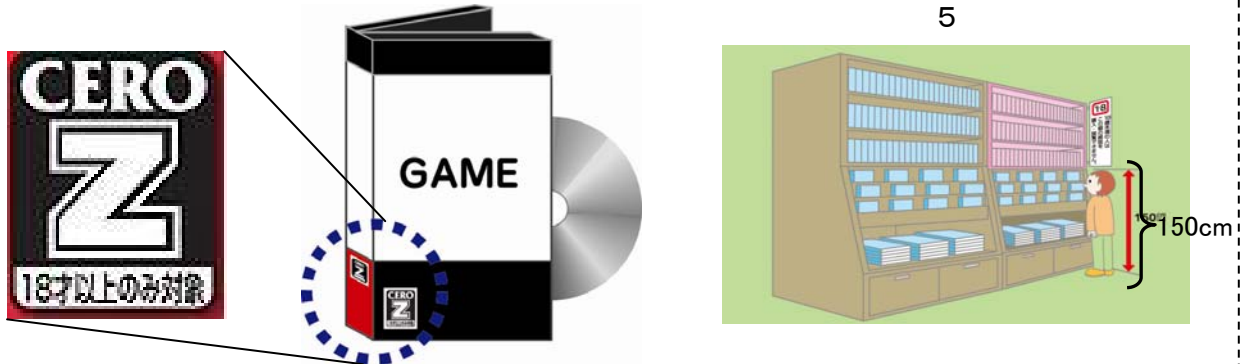
家庭用ゲームソフトの区分陳列状況について

- ① 家庭用ゲームソフトの販売がある場合のみ記入してください。
(任天堂DS、任天堂Wii、ソニープレイステーション(PS)などのゲームソフト)
- ② 家庭用ゲームソフトの販売がある場合は、Z区分ゲームソフトの取扱いの有無及び区分陳列状況について記入してください。

※Z区分ゲームソフトとは・・・

NPO法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構(CERO:セロ)により「18歳以上のみ対象」とされた家庭用ゲームソフト。

神奈川県では条例により、18歳未満への販売や貸付を禁止し、区分陳列するように努めることを義務づけています。区分陳列方法は有害図書類と同様の4種のほかに、下図のように「150cm以上の棚に仕切り板をもうけてまとめて陳列」する方法や、「施錠したガラスケース内に陳列」する方法が認められている。



(5) 「Z区分」ゲームソフトの有無及び区分陳列方法(1~7は複数チェック可)

8

Z区分ゲームソフトの取扱い		有	無
Z区分ゲームソフトの区分陳列方法 (複数チェック可)	1 間仕切り等により仕切られた場所にまとめて陳列		
	2 他の図書の棚と60cm以上離れた棚にまとめて陳列		
	3 10cm以上張り出した仕切板の中にまとめて陳列		9
	4 従業員が常駐するカウンターの上や内側にまとめて陳列		
	5 150cm以上の棚に仕切板をもうけてまとめて陳列		○
	6 施錠されたガラスケースの中に陳列		○
	7 区分陳列がされていない		

(6) 「Z区分」ゲームソフトの18歳未満への販売禁止の表示	1	有 10	2 無
--------------------------------	---	-------------	-----

〔問い合わせ先〕神奈川県県民局青少年部 青少年課 電話 045-210-3848 または 0120-041-191
【記入例 様式3】

店舗名・所在地 所在地は地番まで記入してください。

①店舗番号 必要に応じて、店舗番号を記入してください。

②営業区分 市町村で古書店の他に独自調査を行う場合は、「・その他（ ）」に営業区分を記入してください。

③有害図書類販売物の有無

【有害図書類（家庭用ゲームソフトを除く）について】

- ・有害図書類の販売の有無について、○をつけてください。
- ・本調査では、書籍・雑誌等にビニール包装・ひも掛け・2か所のシール止め等がされている図書類を有害図書類とみなします。
- ・有害図書類と思われるもので、包装や区分陳列がされていない場合は、調査票の備考欄に書籍・雑誌の名称、出版社名を記入してください。
- ・映像ソフトについては、本調査では成人指定、成人向け等の記載のあるものを有害図書類とします。

④有害図書類等の区分陳列方法

- ・調査票のイラストを参考に、「本・雑誌等」と「映像ソフト」、それぞれの区分陳列方法に○を記入してください。（○は複数可）
- ・映像ソフトがない場合は、右側の欄に○の記入は必要ありません。

※店舗の自主規制として、仕切り板の内側にパチンコ雑誌、競馬雑誌、包装していない 週刊誌など成人向け図書類を配架している場合は、混在しているとみなしません。

⑤18歳未満への販売や閲覧禁止の表示

- ・有害図書類の陳列場所に、青少年に販売や閲覧が禁止されている旨の表示があるか確認し、「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○は1つ）
- ・本・雑誌、映像ソフト、どちらか一方でも表示がない場合は「無」に○をつけてください。

⑥深夜営業の有無

- ・平日の主な営業時間の状況について、「午後11時までに閉店」する場合は、深夜営業「無」に、「午後11時以降に閉店」する場合は深夜営業「有」に○を記入してください。（○は1つ）

⑦備考

- ・調査協力が得られなかった場合は、「調査への協力拒否」の口にチェックしてください。
- ・対象店舗が廃業、営業区分の変更をしていた場合は、備考欄にその旨を記入してください。また、周辺に新たに店舗が開業した場合も、その旨記載願います。

⑧「Z」区分ゲームソフトの取扱いの有無

【家庭用ゲームソフトについて】

- ・本調査では、「Z」マークが表示されている家庭用ゲームソフトの陳列状況を確認します。
- ・「Z」マークが表示されているゲームソフトの有無について、○をつけてください。（○は1つ）

⑨「Z」区分ゲームソフトの区分陳列方法

- ・調査票の記載を参考に、区分陳列方法に○を記入してください。（○は複数可）
- ・条例で「Z」マークが表示されているゲームソフトの陳列方法は、有害図書類で認められる4種類の方法に加え、①150cm以上の棚に仕切り板をもうけてまとめて陳列する、②施錠したガラスケース内に陳列するという2つの方法も認められています。
- ・家庭用ゲームソフトの区分陳列や販売禁止表示は、努力義務になります。なお、「グランド・セ

フト・オートⅢ」については、有害図書類として個別指定している（平成 17 年 6 月 7 日 県告示第 380 号）ので、有害図書類と同様の取扱いが必要となります。

⑩18 歳未満への販売等禁止の表示

- ・有害図書類の陳列場所に、青少年に販売等が禁止されている旨の表示があるか確認し、「有」「無」のどちらかに○をつけてください。（○は 1 つ）

※表示例：「Z」マークが付いているゲームソフトは県青少年保護育成条例により、18 歳未満の青少年に売ったり、貸したり、見せたりしてはいけません。